

令和 5 年度

地方財政状況調査表作成要領

(都 道 府 県 分)

総務省自治財政局財務調査課

はじめに、本書においては、無用の加除を避けるため当該調査年度を『令和n年度』と表記している。

すなわち、令和5年度調査においては次のとおりとなるので留意されたい。

令和n年・・・・・・・・令和5年

令和(n－1)年・・・・・・・・令和4年

令和(n＋1)年・・・・・・・・令和6年

令和5年度

地方財政状況調査について

(都 道 府 県 分)

第一 調査要領

一 調査内容

この調査の内容は次のとおりである。

- 1 令和n年度決算の状況
- 2 令和n年度公共施設の状況

二 会計の区分

地方団体の会計には、一般会計のほかに多くの特別会計があり、これらの会計は各団体とも同一の基準で区分されていないので、この調査における会計の区分は、次のとおりとする。

1 普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。

したがって、一般会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支（新たに建設中のものを含む。）を經理している場合においては、これに係る一切の収支は、普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において經理されたものとして取り扱うものである。

2 公営事業会計

(1) 公営企業会計

公営企業会計とは、次に掲げる事業に係る会計をいう。

ア 水道事業（簡易水道事業を除く。）

イ 工業用水道事業

ウ 交通事業（路面電車事業、都市高速鉄道事業、自動車運送事業、懸垂電車等事業、船舶運航事業）

エ 電気事業

オ ガス事業

カ 簡易水道事業

キ 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）

ク 病院事業

病院とは、医療法第1条の5に規定する病床数20床以上の施設を有するものをいう。なお、一般行政上の目的から経営しているもの、例えば、大学附属病院、独立の伝染病院等で法非適用のものについては病床数の如何にかかわらず、病院事業として取り扱わないものである。

ケ 市場事業

コ と畜場事業

サ 観光施設事業（休養宿泊施設事業、索道事業（ロープウェイ、スキリフト等）、その他観光事業）

シ 宅地造成事業（臨海土地造成事業、その他造成事業）

ス 下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）、流域下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理事業）

セ 有料道路事業（観光地有料道路事業を含む。）

ソ 駐車場整備事業（観光地駐車場整備事業を含む。）

タ 介護サービス事業（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業に限る。）

(2) その他の公営企業会計

その他の公営企業会計とは(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる事業以外の事業で、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計をいう。

(3) 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計とは、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったことに伴い都道府県が設置した特別会計をいう。

(4) 収益事業会計

収益事業会計とは、競馬、自転車競走、モーターボート競走、小型自動車競走及び宝くじの各事業に係る会計をいう。

(5) 交通災害共済事業会計

交通災害共済事業会計とは、都道府県が直接実施している交通災害共済事業に係る会計をいう。

(6) 公立大学附属病院事業会計

公立大学附属病院事業会計とは、都道府県が設置する大学の附属病院事業に係る会計をいう。

三 調査期日

この調査の調査期日は、次のとおりである。

事 項	調 査 期 日
1 令和n年度決算の状況 普通会計及び公営事業会計分（公営企業会計及びその他の公営企業会計を除く。）	令和(n+1)年5月31日現在（ただし、法適用の公営事業会計においては、令和(n+1)年3月31日現在）
2 令和n年度公共施設の状況	原則として、令和(n+1)年3月31日現在

四 報告期日

別途通知する。

五 調査結果の公表

この調査結果の公表予定は、次のとおりである。

事 項	公 表 年 月 (予定)
1 令和n年度都道府県決算状況調	令和(n+2)年 2月
2 " 市町村別決算状況調	" 3月
3 " 都道府県財政指数表	" 4月
4 " 類似団体別市町村財政指数表	" 8月
5 令和(n+2)年版地方財政の状況（地方財政白書）	" 3月
6 令和n年度地方公共団体の主要財政指標一覧	令和(n+1)年12月
7 " 地方財政統計年報	令和(n+2)年 8月
8 " 地方財政各種分析資料	随 時

第二 普通会計入力要領

一 調査事項

調査表 ページ	調査表 番号	調 査 表 名	作成要領 ページ
1	01	団体の概況	12
2	02	決算収支の状況	〃
3	03	繰越額等の状況	13
4	04	歳入の状況 その1 歳入内訳	14
5	05	〃 その2 収入の状況	17
6	06	道府県税の徴収実績	18
7～8	07	歳出内訳及び財源内訳（その1）	19
9～10	08	〃 （その2）	
11～12	09	〃 （その3）	
13～14	10	〃 （その4）	
15～16	11	〃 （その5）	
17～20	12	〃 （その6）	
21～22	13	〃 （その7）	
23	90	一般行政経費の状況	34
24	15	歳出の状況 その1 性質別経費の状況	36
25	16	〃 その2 人件費の状況	23・37
26	18	〃 その3 性質別歳出の内訳 (1) 物件費の状況	38
27	19	〃 (2) 補助費等の状況	〃
〃	〃	〃 (3) 維持補修費及び公債費の状況	〃
〃	〃	〃 (4) 生活保護の状況	〃
28	50	〃 (5) 扶助費の内訳	39
29	20	歳出の状況 その4 維持補修費及び受託事業費の目的別の状況	〃
30	91	職員給の状況	〃
31	21	投資的経費の状況 その1 普通建設事業費の状況	40
		(1) 補助事業費（その団体で行うもの及び諸団体への補助金）	
32	22	〃 〃 (2) 補助事業費（市町村への補助金）	〃
33	23	〃 〃 (3) 単独事業費（その団体で行うもの及び諸団体への補助金）	〃
34	24	〃 〃 (4) 単独事業費（市町村への補助金）	〃
35	25	〃 〃 (5) 国直轄事業負担金等	〃
36	84	投資的経費の状況 その2 用地取得費の状況 (1) 補助事業費	41
37	85	〃 〃 (2) 単独事業費	〃
38	86	〃 〃 (3) 合 計	〃

調 査 表 ペ ー ジ	調 査 表 番 号	調 査 表 名	作 成 要 領 ペ ー ジ
39	29	公営企業等に対する繰出し等の状況 その1 法非適用事業分	42
40	30	〃 その2 法適用事業分	〃
41	31	基金の状況 その1 積立基金現在高の状況	43
〃	〃	〃 その2 定額運用基金現在高の状況	〃
42	33	投資及び出資金、貸付金の状況 その1 投資及び出資金の状況	〃
43	34	〃 その2 貸付金の状況	44
44	36	資金収支の状況	〃
45	37	地方債の状況 その1 現在高の状況	45
46	39	〃 その2 借入先別及び利率別現在高の状況	52
47	40	〃 その3 年度別償還状況	53
48	93	一時借入金の状況	〃
49	41	債務負担行為の状況	〃
50	45	道路交通安全対策の状況	55
51	51	施設の管理費等の状況	〃
別 紙	52	市町村税の徴収実績（東京都のみ該当）	
52	80	道路関係経費の状況	56
53	94	選挙費の内訳	〃
54	48	繰越額等の状況（復旧・復興事業分）	57
55	46	歳入の状況 歳入内訳（復旧・復興事業分）	〃
56～57	53	復旧・復興事業経費の歳出内訳及び財源内訳（その1）	〃
58～59	54	〃 （その2）	
60～61	55	〃 （その3）	
62～63	56	〃 （その4）	
64～65	57	〃 （その5）	
66～69	58	〃 （その6）	
70～71	59	〃 （その7）	
72	95	基金の状況（復旧・復興事業分）	58
73	49	繰越額等の状況（全国防災事業分）	59
74	47	歳入の状況 歳入内訳（全国防災事業分）	〃
75～76	60	全国防災事業経費の歳出内訳及び財源内訳（その1）	〃
77～78	61	〃 （その2）	
79～80	62	〃 （その3）	
81～82	63	〃 （その4）	
83～84	64	〃 （その5）	
85～88	65	〃 （その6）	
89～90	66	〃 （その7）	
91	96	基金の状況（全国防災事業分）	〃

二 普通会計の算定方法

この調査は、普通会計の純計決算額を調査するものである。普通会計に属する一般会計といくつかの特別会計を単純に合算しただけでは相互に重複する部分があるので、これらの会計間の重複を控除するほか、年度間のずれ等を調整した純計決算額を下記により算定する必要がある。

純計の方法

普通会計の純計決算額は、次の順序により算定する。

1 各特別会計の分別

- (1) 各特別会計を普通会計に属するものと、公営事業会計に属するものに大別する。
- (2) 普通会計を構成する各特別会計を、次の3区分に分別する。

ア 印刷事業等特別会計

印刷事業、自動車修理事業、砂利碎石事業等のように、従来は外部に発注していたものを、経費節減等の目的のため部内において施設を設けて、その事業を行うこととして、その事業を経理している会計及び収益を目的として設置したこれらに類する会計

イ 用品等管理特別会計

用品管理会計、自動車管理会計のように、従来は一般会計等の個々の会計で処理していた用品の調達、自動車の運転等の事務を集中管理する会計

ウ その他の特別会計

2 予算の繰越しと繰上充用との調整

令和(n-1)年度において継続費の通次繰越、明許繰越、又は事故繰越を行い、一方、令和(n-1)年度の歳入が歳出（又は歳出とこれら繰越事業費に係る翌年度へ繰り越すべき財源の合計額）に不足したことに伴い、令和n年度の歳入を繰上充用したため令和n年度の決算において、歳入に繰越額があると同時に歳出に繰上充用額が計上されている場合は、そのような空財源による予算繰越がなかったものとみなして、令和n年度の歳入歳出決算額に調整を加える。

3 普通会計と公営事業会計との調整

一般会計等普通会計に属する各会計と、公営事業会計との間の経理の入組みを本来の負担区分に従って分別整理する。この場合の例としては、一般会計等において公営事業会計分の公債費や建設事業費（本来公営事業会計に属すべき歳出）を負担するとともに、一般会計の歳入においてこれらに伴う国庫支出金等の収入（本来公営事業会計に属すべき歳入）を計上している場合、一般会計等の負担額がこれらの収入額より多いか少ないかによって、次のとおり区分する。

ア 〔一般会計等の負担額（一般会計等に含まれているが、本来公営事業会計に属すべき歳出）〕＞〔一般会計等の収入額（一般会計等に含まれているが、本来公営事業会計に属すべき歳入）〕となっている場合

一 般 会 計 等 （甲）

歳 入 合 計	5,000	歳 出 合 計	4,500
（乙）に属すべき歳入	50	（乙）に属すべき歳出	80
その他の歳入	4,950	その他の歳出	4,420
（乙）への歳入の移替	△ 50	（乙）への歳出の移替	△ 80
		（乙）への繰出金	30
調整後歳入合計	4,950	調整後歳出合計	4,450

公 営 事 業 会 計 （乙）

歳 入 合 計	300	歳 出 合 計	270
（甲）からの歳入の移替	50	（甲）からの歳出の移替	80
（甲）からの繰入金	30		
調整後歳入合計	380	調整後歳出合計	350

この場合（乙）会計が法適用の公営事業であるときは（甲）会計の「（乙）への繰出金」は「（乙）への貸付金（又は、出資金、補助金、負担金）」、（乙）会計の「（甲）からの繰入金」は「（甲）からの借入金（又は出資金、補助金、負担金）」となる。

イ 〔一般会計等の負担額〕＜〔一般会計等の収入額〕となっている場合

一 般 会 計 等 ㊸

歳 入 合 計	5,000	歳 出 合 計	4,500
㊸に属すべき歳入	100	㊸に属すべき歳出	50
その他の歳入	4,900	その他の歳出	4,450
㊸への歳入の移替	△ 100	㊸への歳出の移替	△ 50
㊸からの繰入金	50		
調整後歳入合計	4,950	調整後歳出合計	4,450

公 営 事 業 会 計 ㊸

歳 入 合 計	500	歳 出 合 計	470
㊸からの歳入の移替	100	㊸からの歳出の移替	50
		㊸への繰出金	50
調整後歳入合計	600	調整後歳出合計	570

この場合㊸会計が法適用の公営事業であるときは、㊸会計の「㊸からの繰入金」は「㊸からの貸付金元利収入（又は繰入金）」、㊸会計の「㊸への繰出金」は、「㊸への償還金（又は繰出金）」となる。

4 普通会計内の繰入れ、繰出しの調整

普通会計を構成する一般会計と各特別会計間の繰入れ、繰出しの調整を行う。この場合、繰入れ、繰出し

とは（款）繰入金、繰出金のみならず、例えば、負担金、分担金、出資金及び貸付金等を含み、また、公共用地取得特別会計等と一般会計等との間の用地売買額（用地会計における財産収入、一般会計等における普通建設事業費のうち用地相当分）をも含むものである。

調整の順序は、まず、一般会計と前記「1 各特別会計の分別」のうちの(2)のウ「その他の特別会計」を構成する各特別会計（すなわち、印刷事業等特別会計と用品等管理特別会計とを除いた各特別会計）相互間の繰出しと繰入れの調整を行う。その後、これらの歳入、歳出については、それぞれ合算して純計額を算出する。

㊦ 一 般 会 計

歳 入 合 計	4,950	歳 出 合 計	4,450
A からの繰入	30	A への繰出	50
B からの繰入	50	B への繰出	40
小 計	80	小 計	90
その他の歳入	4,870	その他の歳出	4,360
控 除	△ 80	控 除	△ 90
控 除 後 歳 入	4,870	控 除 後 歳 出	4,360

㊦ 特 別 会 計

歳 入 合 計	180	歳 出 合 計	150
㊦からの繰入	50	㊦への繰出	30
㊦からの繰入	30	㊦への繰出	40
小 計	80	小 計	70
その他の歳入	100	その他の歳出	80
控 除	△ 80	控 除	△ 70
控 除 後 歳 入	100	控 除 後 歳 出	80

㊦ 特 別 会 計

歳 入 合 計	300	歳 出 合 計	280
㊦からの繰入	40	㊦への繰出	50
㊦からの繰入	40	㊦への繰出	30
小 計	80	小 計	80
その他の歳入	220	その他の歳出	200
控 除	△ 80	控 除	△ 80
控 除 後 歳 入	220	控 除 後 歳 出	200

㊦ ㊦ ㊦ の 純 計

歳 入	歳 出
㊦ 4,870	㊦ 4,360
㊦ 100	㊦ 80
㊦ 220	㊦ 200
甲 計 5,190	甲 計 4,640

5 印刷事業等特別会計との調整

次に前記「1の(2)のア」の印刷事業等特別会計◎と「4」までに合算した純計額甲との間の繰入れ、繰出しの調整を行う。

一 般 会 計 等 甲

歳 入 合 計	5,190	歳 出 合 計	4,640
◎からの繰入	30	◎への繰出	80
その他の歳入	5,160	その他の歳出	4,560
控 除	△ 30	控 除	△ 80
控 除 後 歳 入	5,160	控 除 後 歳 出	4,560
■ 歳 入 再 計	5,160	◎会計の決算収支	30
		歳 出 再 計	4,590

印刷事業等特別会計◎

歳 入 合 計	400	歳 出 合 計	380
甲からの繰入	80	甲への繰出	30
その他の歳入	320	その他の歳出	350
控 除	△ 80	控 除	△ 30
控 除 後 歳 入	320	控 除 後 歳 出	350
歳 入		歳 出 差 引	
		△ 30	

(注) 印刷事業等特別会計◎の決算収支を算出する場合、歳入には前年度からの繰越金を、歳出には前年度繰上充用金をそれぞれ含めない単年度の収支を算出すること。

この場合、印刷事業等特別会計◎の歳入歳出差引が設例のように負（マイナス）の場合は、その額だけ一般会計等甲の歳出「総務費、総務管理費」（目的別）及び「物件費、その他」（性質別）に加算するが、反対に正（プラス）の場合には、その額だけ一般会計等甲の歳入の「諸収入、雑入」に加算する。

6 用品等管理特別会計との調整

さらに、前記「1の(2)のイ」の用品等管理特別会計⑩と「5」までに合算した一般会計等純計額「■」との間の繰入れ、繰出しとの調整を行う。

この場合、用品等管理特別会計⑩において、人件費又は積立金を負担していない場合には、前記「5」の印刷事業等特別会計◎の調整方法と同一方法によるが、人件費又は積立金を用品等管理特別会計⑩で負担している場合には、次のように調整を行う。

一 般 会 計 等 団

歳 入 合 計	5,160	歳 出 合 計	4,590
①からの繰入	30	①への繰出	200
その他の歳入	5,130	その他の歳出	4,390
控 除	△ 30	控 除	△ 200
控 除 後 歳 入	5,130	控 除 後 歳 出	4,390
		①の歳出移替（人件費）	50
歳 入 再 計	5,130	歳 出 再 計	4,440
		①特別会計の歳入歳出差引	100
甲 歳 入 純 計	5,130	歳 出 純 計	4,540

用品等管理特別会計①

歳 入 合 計	500	歳 出 合 計	480
団からの繰入	200	団への繰出	30
その他の歳入	300	人 件 費	50
		その他の歳出	400
控 除	△ 200	控 除	△ 30
控 除 後 歳 入	300	控 除 後 歳 出	450
		団への歳出移替（人件費）	△ 50
歳 入 再 計	300	歳 出 再 計	400
歳 入 歳 出 差 引		△ 100	

この場合、人件費の用品等管理特別会計①から一般会計等団への移替は、一般会計等団中の人件費の各該当科目（目的別には「総務費」になる場合が多い。）に移し替える。（積立金の場合も同様である。）

また、用品等管理特別会計①の歳入歳出差引の算出方法及びその取扱いについては、前記「5 印刷事業等特別会計との調整」の場合と同様とする。

7 繰越金と前年度繰上充用金との調整

以上のようにして算定された一般会計等決算純計（甲）には、普通会計を構成する各特別会計が含まれているので、個々の会計の前年度の決算が赤字であるか又は黒字であるかにより、歳出に前年度繰上充用金が計上されるか又は歳入に繰越金が計上されており、その結果、一般会計等決算純計（甲）においては、これらの前年度繰上充用金及び繰越金のそれぞれの合算額が計上されているので、最後にこの調整を行う。

この場合、両者の差額のみ、金額の多い項目として存置する。

繰越金＞前年度繰上充用金の場合の例

区 分	令和n年度	令和(n－1)年度	
	歳入歳出差引額	歳入（繰越金）	歳出（繰上充用金）
㊐ 会 計	1 0 0	1 0 0	
㊑ 会 計	△ 8 0		8 0
㊒ 会 計	5 0	5 0	
合 計	7 0	1 5 0	8 0

一 般 会 計 等（甲）

歳 入	5,130	歳 出	4,540
繰 越 金	150	前年度繰上充用金	80
そ の 他 の 歳 入	4,980	そ の 他 の 歳 出	4,460

普 通 会 計（甲）

歳 入	5,050	歳 出	4,460
繰 越 金	70		
そ の 他 の 歳 入	4,980	そ の 他 の 歳 出	4,460

三 調査表入力上の一般的注意事項

- 1 電子調査表により分類、集計等を行うので、調査表の各項目が正確に入力されていない場合は、地方公共団体において、後日、数値訂正に多大の労力と日数を要し、事務処理においても相当の混乱が生ずるため作成要領を十分参照のうえ、各調査表を作成するとともに、突合表等により数値を突合し、正確を期すること。
- 2 該当のない項目欄は空欄とし、ハイフン（―）、ゼロ（0）等は入力しないこと。
- 3 負数が生じた場合には、マイナス（―）を付して入力すること。
- 4 「団体コード」には、地方公共団体の行財政関係の統計資料等に用いるために定めた「地方公共団体コード（総務省）」により入力すること。
- 5 各調査表は、原則として、横の欄を「行」として行番号を、縦の欄を「列」として欄外の（ ）内に列番号を記載してある。

四 各調査表入力上の留意事項

01表：団体の概況

- 1 この表は、全団体が入力する。
- 2 「基準財政収入額」、「基準財政需要額」には、令和n年度の地方交付税に係るそれぞれの計数を入力する。
この場合、「基準財政需要額」及び「基準財政収入額」は、錯誤に係る額を除いた額を入力する。
- 3 「標準税収入額等」には、地方財政法第5条の3第4項第1号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から普通交付税の額及び臨時財政対策債発行可能額を差し引いた額を入力する。なお、道府県の算定式については以下のとおりである。

$$\left(\begin{array}{c} \text{基準財政収入額} - \left(\begin{array}{c} \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{森林環境譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{道府県民税所得割に係る税源移譲相当額(三位一体の改革分)の25\%} \\ \text{道府県民税所得割に係る税源移譲相当額(県費負担教職員分)の25\%} \\ \text{地方消費税に係る引上げ分の25\%} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{分離課税所得割交付金} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \left(\begin{array}{c} \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{森林環境譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{分離課税所得割交付金} \end{array} \right) \end{array} \right)$$

※ 指定都市所在道府県を除く道府県については、「分離課税所得割交付金」は該当しない。

- 4 「標準財政規模」には、次の方式によって算出した額を入力する。
(標準税収入額等) + (普通交付税) + (臨時財政対策債発行可能額)
(注) 各計数は、令和n年度の地方交付税に係る額である。
- 5 「財政力指数」には、令和(n-2)年度、令和(n-1)年度及び令和n年度の $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ (各年度ごとに小数点第6位を四捨五入する。)の合計の1/3の数値(小数点第6位を四捨五入し、第5位まで求める。)を入力する。

02表：決算収支の状況

- 1 「令和5年度」欄には、次のとおり入力する。
 - (1) 「歳入総額」には、04表：歳入内訳の「歳入合計」(2行7列)の額を計上する。
 - (2) 「歳出総額」には、13表：歳出内訳及び財源内訳の「歳出合計」(56行1列)の額を計上する。
 - (3) 「翌年度に繰り越すべき財源」には、03表：繰越額等の状況の「翌年度に繰り越すべき財源」(11行11列)の額を計上する。
 - (4) 「積立金」には、31表：基金の状況 その1 積立基金現在高の状況の「歳出決算額」の「1財政調

整基金」(1行2列)の額を計上する。

(5) 「繰上償還金」には、後年度の財政負担を軽減するため、任意に行った元利償還金の繰上償還額を計上する。なお、ここには、地方財政法第7条の規定による決算剰余金の処分による繰上償還額を含む。

(6) 「積立金取崩し額」には、**31表：基金の状況 その1 積立基金現在高の状況**の「取崩し額」の「1財政調整基金」(1行3列)の額を計上する。

2 「令和4年度」の欄には、令和(n-1)年度決算として報告済の数値を入力する。したがって、決算報告後、誤りが発見された場合であっても修正せず、そのまま前年度報告数値を転記する。ただし、令和n年度の「単年度収支」は、令和(n-1)年度の正しい「実質収支」をもとに算出すること。

03表：繰越額等の状況

1 「継続費通次繰越額」には、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費について令和(n+1)年度に通次繰越しを行った繰越額について計上する。

2 「繰越明許費繰越額」には、地方自治法第213条第1項の規定により、令和n年度の歳出予算の経費のうち予算の定めるところにより令和(n+1)年度に繰り越した額について計上する。

3 「事故繰越繰越額」には、地方自治法第220条第3項の規定により、令和n年度の歳出予算の経費のうち、令和n年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のため、令和(n+1)年度に繰り越した額について計上する。

4 「事業繰越額」には、令和n年度の歳出予算の経費のうち、諸般の事情から、令和n年度において支出負担行為をすることができなかったため、令和n年度においては不用額とし、令和(n+1)年度において新たに歳出予算に計上するものについて計上する。

なお、支出負担行為はしたが、地方自治法第220条第3項の事故繰越の手続をとらなかったものについてもここに含める。

5 この調査では、前記の4の場合のほか、次のような場合についても、事業繰越とみなして取り扱うものとする。当該団体において、社会福祉又は産業振興等の目的により、国の予算または政府関係機関等から貸し付けられた貸付金に係る特別会計を設けて貸付けを行っている場合、貸付けが行われず歳出予算が不用となって剰余を生じたときは、当該不用額は、後年度において貸し付けるための財源として、事業繰越として取り扱う。

なお、従前の取扱いでは退職金及び退職年金費について特別会計を設けて経理をしている場合の当該特別会計の剰余金は事業繰越としていたが、平成19年度決算より事業繰越から除くこととしている。

6 「支払繰延額」には、令和n年度末までに債務が発生したが、その支払が令和n年度においてできなかったため、令和(n+1)年度にその支払を繰り延べたものについて計上する。

なお、従前の取扱いでは税の過誤納還付金について、減額調定し戻出の手続きをしたものについて、当該年度の出納閉鎖までに過誤納者が受領に来なかったことにより、その支払を翌年度に繰り延べた場合を支払繰延としていたが、平成19年度決算より支払繰延から除くこととしている。

7 「未収入特定財源」には、継続費通次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越及び支払繰延を行った場合、当該繰越額及び繰延額のうち、令和n年度中に歳入されず、令和(n+1)年度において確実に収入が見込まれる特定財源のうち、交付決定のあった国庫支出金、同意のあった地方債、受託事業収入(委託団体において繰越措置を行ったもの)並びに分担金及び負担金(収入調定済のもの及び市町村負担金のうち市町村において繰越の議決がなされ、都道府県との間で合意がなされたものに限る。)等の額を計上する。なお、電源立地地域対策交付金等については、**07～13表：歳出内訳及び財源内訳**において一般財源等として扱われることから、3表の「未収入特定財源の内訳」では「国庫支出金」には含めず「その他」に計上する。

- 8 「翌年度に繰り越すべき財源」には、継続費通次繰越額等から未収入特定財源を控除した額を計上する。なお、未収入特定財源が繰越額等よりも大きい場合には、未収入特定財源は繰越額等相当額を限度とし、「翌年度に繰り越すべき財源」欄に△（マイナス）の数値を計上しない。
- 9 「2 普通建設事業費」及び「3 災害復旧事業費」において、「(1) 補助事業費」には補助事業費及び受託事業費のうち補助事業費を、「(2) 単独事業費」には単独事業費、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうち単独事業費を計上する。

04表：歳入内訳

- 1 「1 地方税」には、地方税法に規定する普通税（法定普通税及び法定外普通税）、旧法による税、目的税（法定目的税及び法定外目的税）及び国有資産等所在都道府県交付金を計上する。
- なお、地方消費税については、清算後の額（国から払い込まれた譲渡割及び貨物割の額に地方税法第72条の114の規定により他の都道府県から支払を受けた金額を加算し、他の都道府県に支払った金額を減額して得た額。）を計上する。
- 2 「4 地方特例交付金等」には、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第3条の規定により国から交付された地方特例交付金及び地方税法附則第65条の規定により国から交付された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の額を計上する。
- 3 「8 使用料」には、公の施設の利用又は地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用につき徴収される使用料及び水利権又は無体財産権の使用等に対するものを計上する。
- なお、普通財産及び物品等を行政目的に支障のない範囲で貸し付ける場合の収入は、「12 財産収入」の「(1) 財産運用収入」に計上する。
- (1) 「(1) 授業料」には、高等学校、幼稚園及びその他の学校における入学金及び通信教育受講料を含めて計上する。なお、高等学校等就学支援金支給対象者分も含める。
- (2) 「(3) 公営住宅使用料」には、公営住宅法及び住宅地区改良法により国の補助を受けて建設した住宅並びに当該団体が住民に貸与する目的で単独で建設した住宅等に係る使用料を計上する。
- ただし、職員住宅の賃貸料は、「12 財産収入」の「(1) 財産運用収入」に計上する。
- 4 「9 手数料」には、地方自治法第227条の規定により徴収する手数料について、「(1) 法定受託事務に係るもの」及び「(2) 自治事務に係るもの」に分けて計上すること。
- なお、一部の使用料及び手数料の徴収について証紙による収入の方法によっている場合は、その経理の形態の如何（証紙収入を特別会計によって経理している場合を含む。）を問わず、証紙の消印実績高に応じて各項目に分別計上する。したがって、証紙売りさばき高と消印実績高との差額は、消印実績高によって按分すること。
- 5 「10 国庫支出金」には、直接国庫から交付されるもので、支出官事務規程第17条第2項の規定に基づき支出官名で通知されたもののほか、例外として支出官名の通知によらず、直接補助金又は交付金（本表に特記された交付金のいずれにも属さない交付金）の交付通知により指定金融機関に小切手で振り込まれたものについて計上する。
- また、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律等に基づく高率補助金等のように、「一般財源等」に振り替えられた国庫支出金については、07～13表：歳出内訳及び財源内訳において、交付目的により目的別に区分して計上する。
- (1) 「(1) 義務教育費負担金」には、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法に基づく義務教

育職員の給与及び恩給に係る負担金を計上する。

- (2) 「(2)生活保護費負担金」には、生活保護法に規定する補助金のうち、保護費（委託事務費を含む。）及び施設事務費並びにセーフティネット支援対策等事業費補助金等に係る額を計上する。
- (3) 「(3)児童保護費等負担金」には、児童福祉法等に規定する補助金のうち、保育所運営費及び児童虐待等防止対策費に係る児童保護費等負担金、障害保健福祉費に係る児童保護費等負担金及び児童保護費等補助金を計上する。
- (4) 「(4)障害者自立支援給付費等負担金」には、障害者総合支援法第95条の規定に基づく障害福祉サービス費等の障害者自立支援給付費負担金及び同条の規定に基づく自立支援医療費に要した障害者医療費負担金を計上する。
- (5) 「(5)私立高等学校等経常費助成費補助金」には、私立学校振興助成法第9条の規定による国の補助金に係る額を計上する。
- (6) 「(7)公立高等学校授業料不徴収交付金」には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律附則第2条第2項の規定により交付された額について計上する（平成26年3月以前から引き続き在学している対象者に係る（旧制度分）公立高等学校授業料不徴収交付金を計上する。）。
- (7) 「(8)高等学校等就学支援金交付金」には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第15条の規定により交付された額について計上する（平成26年4月以降に入学する支給対象者に係るものを含む。）。
- (8) 「(2)～(5)、(7)～(8)」のうち、施設整備費補助金に係る額は、すべて「(9)普通建設事業費支出金」に計上する。
- (9) 「(9)普通建設事業費支出金」には、道路、橋りょう等の公共土木施設、農林水産業施設、文教施設、治山治水施設、公営住宅、農業農村整備、その他の建設事業に係る支出金及び災害関連事業に係る支出金を計上する。
- (10) 「(10)災害復旧事業費支出金」には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、公立学校施設災害復旧費国庫負担法、その他災害特別措置法に基づく公共土木施設、農林水産業施設、公営住宅、教育施設、社会福祉施設、保健衛生施設等の災害復旧事業に係る支出金を計上する。
- (11) 「(11)失業対策事業費支出金」には、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業及び特定地域開発就労事業に係る支出金を計上する。
- (12) 「(12)委託金」には、もっぱら国の利害に関係のある事務に係るもので、国会議員の選挙、国の統計及び調査に要する経費、検疫に要する経費、外国人登録に要する経費、医薬品の検定に要する経費及び代行工事による国からの委託金について計上する。
- (13) 「(13)財政補給金」には、小災害地方債元利補給金、首都圏等整備事業債利子補給金、新産業都市等建設事業債調整分利子補給金、交付地方債元利償還金補助金及び史跡等購入費補助金（元利補給のみ）等を計上する。
- (14) 「(14)電源立地地域対策交付金」には、発電用施設周辺地域整備法第7条及び特別会計に関する法律施行令第51条第1項の規定により、交付された電源立地地域対策交付金の額を計上する。
- (15) 「(15)石油貯蔵施設立地対策等交付金」には、特別会計に関する法律施行令第50条の規定により、交付金として交付された額を計上する。
- (16) 「(16)社会資本整備総合交付金」には、「社会資本整備総合交付金交付要綱」に基づき交付された額を計上する。

- (17) 「(17) デジタル田園都市国家構想交付金」には、「デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱」に基づき交付された交付金の額を計上する。
- (18) 「(18) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」には、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」に基づき交付された額を計上する。
- 「①物価高騰対応分」には、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」及び「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」に係る交付金の額を計上し、「②その他」には、①以外の交付金の額を計上する。
- (19) 「(19) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」には、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱」に基づき交付された交付金の額を計上する。
- (20) 「(20) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」には、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分・介護分・障害分）実施要綱」に基づき交付された額を計上する。
- (21) 「(21) その他新型コロナウイルス感染症対策関係交付金等」には、国の予算又は予備費に計上された新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金や補助金等について、交付された額（「(18) 新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金」、「(19) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」及び「(20) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」に計上したものを除く。）を計上する。
- (22) 「(22) その他」には、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の国からの貸付金、地域生活支援事業費補助金及び結核医療費負担金等を含めて計上し、土地区画整理組合貸付金、都市開発資金貸付金、消費生活協同組合貸付金、住宅金融公庫資金貸付金、中小企業高度化資金貸付金、沖縄振興開発金融公庫資金貸付金、公害防止資金貸付金、災害援護資金貸付金、駐車場整備資金貸付金、農業共済基金貸付金及び国産材産業振興資金貸付金の国からの貸付金で普通会計に係るものは「17 地方債」に計上する。
- 6 「12 財産収入」中「(1) 財産運用収入」には、財産貸付収入（職員住宅の賃貸料を含む。）、基金運用収入、株式配当金等を計上する。
- 「(2) 財産売却収入」中「②立木竹」には、分収林契約に基づく分収金を含めて計上する。
- 7 「14 繰入金」には、当該団体の公営事業会計からの繰入金、基金繰入金を計上する。
- なお、収益事業会計から繰入れを行う場合、当該事業の収益金の繰入れであるときは、「16 諸収入」の「(6) 収益事業収入」に計上し、また、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営事業会計から当該会計に対する貸付金の元利償還に相当するものを受け入れる場合は、「16 諸収入」の「(3) 公営企業貸付金元利収入」に計上する。
- 8 「15 繰越金」の「(1) 純繰越金」には、継続費通次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越及び支払繰延の財源として充当すべきものを除いた純剰余金を計上する。
- 9 「16 諸収入」は、次により区分して計上する。
- (1) 「(1) 延滞金、加算金及び過料」には、地方税、使用料等に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び過料について計上する。
- (2) 「(2) 預金利子」には、歳計現金等の預け入れから生じた利子（歳計現金の現先運用による運用益を含む。）のみについて計上する。
- (3) 「(3) 公営企業貸付金元利収入」には、地方公営企業法第18条の2の規定により公営事業会計に貸し付けられた貸付金の元利償還金を計上する。
- なお、短期貸付けについては、歳計現金の運用として処理することとされているが、これを決算に計上している場合は、その償還金も便宜上ここに含める。

- (4) 「(4)貸付金元利収入」中「①市町村からのもの」は、市町村に貸し付けたものに係る元利収入を計上する。
- 「②その他からのもの」には、厚生年金保険積立金等の還元融資として借り受け、これを他の法人等に貸し付けたものに係る回収金、道路開発、観光開発、宅地開発公社等の貸付金の返還金、中小企業合理化資金、農業近代化資金等の目的で、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）等への預託、その他奨学資金、更生資金の貸付け、生業資金の貸付け、住宅資金の貸付けを行っている場合の元利返還金を含む。
- (5) 「(5)受託事業収入」には、「①同級他団体からのもの」、「②市町村からのもの」及び「③民間からのもの」とに区分して、それぞれ契約に基づき委託を受けた普通建設事業及び災害復旧事業の受託事業の受託事業収入について計上し、建設事業以外の事務の受託による収入は、同級他団体からのものについては「7分担金及び負担金」の「(1)同級他団体からのもの」に、市町村からのものについては同「(2)市町村からのもの」に計上し、民間からのものは「(7)雑入」の「②その他からのもの」に計上する。
- (6) 「(6)収益事業収入」には、地方公営企業法の適用の有無を問わず、競馬事業、自転車競走事業、モーターボート競走事業、小型自動車競走事業及び宝くじ事業の収益金（収益事業会計から繰り入れた金額）を計上する。この場合、宝くじ賞金の時効完成による益金も含めて計上する。
- (7) 「(7) 雑入」中「②その他からのもの」には、以上に特記された諸収入のいずれにも属さない収入を計上する。なお、過年度に属する収入については、それぞれの科目に分別して計上する。
- 10 「17 地方債」には、特定の建設事業費等の財源に充てるため起した都道府県債の収入額及び起債前借分を含めて計上する。この場合、次のことに注意すること。
- (1) 一般公募の形式で発行された市場公募債等について、額面金額を下回る（上回る）価格で発行された場合は、額面金額による収入があったものとして計上する。この場合の差額は、歳出の公債費（利子）において措置する。また、既に借り入れた地方債の起債条件の変更による借換債は、普通会計決算額には含めない。
- (2) 起債前借分は、起債前貸借入申込書により令和n年度に借り入れた額で歳入決算したもののみを計上する。この場合、翌年度に長期資金借入申込書によって借り入れる収入額には起債前借額と長期資金借入額との差額を計上することとなる。
- (3) 土地区画整理組合貸付金、都市開発資金貸付金、消費生活協同組合貸付金、住宅金融支援機構資金貸付金、中小企業高度化資金貸付金、沖縄振興開発金融公庫資金貸付金、公害防止資金貸付金、災害援護資金貸付金、駐車場整備資金貸付金、農業共済基金貸付金及び国産材産業振興資金貸付金の国からの貸付金で普通会計に係るものは、地方債としてここに計上する。
- 11 「13 寄附金」中「(2)ふるさと納税」には、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づき個人から受領した寄附金の額を記入し、「(3)地方創生応援税制に係る寄附金」には、地方税法附則第8条の2の2第1項及び第3項並びに同法附則第9条の2の2の規定に基づき法人から受けた特定寄附金の額を記入する。(1)から(3)以外の寄附金については、「(4)その他」に計上する。
- 12 「参考」には、令和n年度における不納欠損額についてそれぞれ計上する。

05表：収入の状況

- 1 収入の区分は、04表：歳入内訳の科目区分に準拠しており、関係科目の金額は04表：歳入内訳の該当科目の金額のそれぞれに一致するものである。

（ただし、「1 地方税」においては、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交

付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金及び法人事業税交付金相当額を差し引いた額と一致する。なお、20政令指定都市所在道府県にあっては分離課税所得割交付金及び軽油引取税交付金相当額を、東京都にあっては特別区財政調整交付金相当額をさらに差し引いた額と一致する。)

なお、「17地方債」の「うち減収補填債特例分」には、令和n年度に地方財政法附則第33条の5の3及び第33条の5の13の規定により発行された「減収補填債特例分」を計上する。

- 2 臨時的収入と経常的収入との区分は、各団体において毎年度経常的に収入されるか、ほとんどの団体で収入が予想されるかという基準によって行われ、おおむね次に掲げるような収入を臨時的収入とする。

ア 地方税のうち、法定外普通税、法定外目的税及び適用期限のある超過課税分

イ 地方交付税のうち、特別交付税、震災復興特別交付税

ウ 財産収入のうち、不動産売払収入、物品売払収入、生産物売払収入（常時生産される生産物に係るもの及び伐採計画に基づく立木等に係るものを除く。）及び基金運用収入

エ 分担金及び負担金（ただし、社会福祉施設等に対して入所を委託している場合に係る負担金を除く。）

オ 寄附金

カ 繰入金

キ 繰越金

ク 地方債

ケ 諸収入のうち延滞金、加算金、過料、臨時的な貸付金の元利収入（公営企業貸付金元利収入を含む。）、受託事業収入、収益事業収入及び雑入（経常的に収入されるものを除く。）

コ 国庫支出金、使用料及び手数料のうち、建設事業又はその他の臨時的経費の特定財源に充てるため収入されたもの

サ 国庫支出金のうち、各種利子補給金及び過年度分の精算に係る額（ただし、義務教育費国庫負担金及び生活保護費国庫負担金のように毎年度同じように繰返し精算されるものの精算額は除く。）

シ 特定財源に属する収入のうち、その充当すべき経費を超えて収入されたもの（一般財源等振替分）

- 3 「一般財源等」と「特定財源」との区分は、07表～13表：歳出内訳及び財源内訳における財源区分と同様である。したがって、本表の各収入科目の臨時・経常の一般財源等の合計額は、13表：歳出内訳及び財源内訳の「一般財源等」の「歳出合計」の額（56行10列）に「一般財源等」の「歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金」の額（58行10列）を加減し、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金及び法人事業税交付金相当額を差し引いた額と一致するものである。なお、20政令指定都市所在道府県にあっては分離課税所得割交付金及び軽油引取税交付金相当額を、東京都にあっては特別区財政調整交付金相当額をさらに差し引いた額と一致する。

06表：道府県税の徴収実績

- 1 「(3)地方消費税」には、清算前の額を計上する。
- 2 「一、普通税 2法定外普通税」及び「二、目的税 2法定外目的税」には、法定外普通税及び法定外目的税を課税することを条例で規定している都道府県について計上するものであるが、税目ごとの計上は要しないものである。
- 3 「◎のうち標準税率超過調定額」には、現年課税分について都道府県の条例で定める税率がそれぞれ地方税

法に規定する標準税率を超えている場合に、当該都道府県の条例で定める税率による場合と標準税率による場合との差額を計上する。

この場合の算出要領は、次のとおりである。

(1) 法人関係税

法人関係税の「㉔のうち標準税率超過調定額」については、令和5年4月6日付総財交第30号「令和5年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」（総務省自治財政局交付税課長名照会）のうち「(収入関係)第3 道府県民税法人税割の調定額等に関する調」における「標準税率超過相当分」の算出要領に準じて算定する。

(2) (1)以外の税

$$\text{現年課税分調定済額} \times \frac{\text{当該都道府県の税率} - \text{標準税率}}{\text{当該都道府県の税率}} = \text{標準税率超過調定額}$$

なお、 $\frac{\text{当該都道府県の税率} - \text{標準税率}}{\text{当該都道府県の税率}}$ については、小数点第4位を四捨五入し、小数点第3位まで求める。

4 「㉔のうち標準税率超過収入済額」には、「㉔のうち標準税率超過調定額」に税目ごとの徴収率

$$\left(\frac{\text{E}}{\text{A}} \times 100 \right) \text{ を乗じた額を計上する。}$$

5 「三、旧法による税」は、調査対象年度において地方税法上廃止されている税目をいう。したがって例えば当該都道府県において条例上廃止されている法定外普通税及び法定外目的税は、地方税法上法定外普通税及び法定外目的税が廃止されているわけではないので「一、普通税2法定外普通税」及び「二、目的税2法定外目的税」として取扱うこととなる。

6 令和元年9月30日までに課税された旧自動車税について、滞納繰越分は「(8)自動車税(イ)種別割」に計上する。

7 「参考」には、令和n年度における不納欠損額についてそれぞれ計上する。

07表～13表：歳出内訳及び財源内訳

1 この表は、目的別歳出及び性質別歳出決算の各項目ごとのクロス分析と、これに対する財源充当について調査するものである。

なお、表側の「市町村に対するもの」には、市町村の普通会計に対するものを計上し、公営事業会計に対するものは含めない（以下、各表についても同じ。）。

2 目的別歳出の内訳は、総務省令で定める区分に原則として準じている。したがって、都道府県において予算執行の便宜上これに準じていない場合には、本来のそれぞれの目的に再区分して計上すること。

本表の作成に当たっては、特に下記の事項に留意すること。

(1) 「二総務費、1総務管理費」には、一般管理的経費を始め、警察費及び教育費に係るもの以外の職員の退職手当並びに恩給及び退職年金、財政及び会計管理経費、財政調整基金積立金、減債基金積立金、支庁及び地方事務所等の経費、自衛官募集及び宗教法人事務に要する経費、本庁舎及び公会堂、県民会館等他の項に計上されない施設の維持管理費（建設経費も含む。）、前年度に過誤納となった税の還付金並びに普通財産管理のための経費を計上する。

なお、普通財産取得費は、「十四諸支出金、1 普通財産取得費」に計上し、その他の財産取得費は、それぞれの目的に応じた款、項に分別計上する。

また、企画課等で公害対策、交通安全対策等の事務を行っている場合でも、それぞれ目的別に分別計上する。

- (2) 「3 徴税費」には、地方消費税に係る徴収取扱費を含めて計上する。
- (3) 「6 防災費」には、防災関係職員の人件費のほか、防災対策、市町村に対する消防指導、消防危険物の検査等に要する経費を計上する。

なお、消防の用に供するために要する経費として、上水道事業会計、工業用水道事業会計に対して支出した負担金を含める。

- (4) 「三民生費、1 社会福祉費」には、社会福祉関係職員の人件費、身体障害者、知的障害者等の援護関係経費、障害者総合支援法に基づいて支出する経費、女性保護の経費（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務に要する経費など）のほか、新生活運動費のような普遍的な社会福祉事務に要する経費を計上する。なお、国民健康保険事業会計への繰出しについても計上する。
- (5) 「2 老人福祉費」には、老人福祉関係職員の人件費のほか、老人ホーム等老人福祉施設に係る経費、老人医療に係る経費等老人福祉行政に要する経費を計上する。また、後期高齢者医療制度に係る経費も計上する。
- (6) 「四衛生費、1 公衆衛生費」には、他の項に計上されない保健衛生関係職員の人件費を始め、保健衛生、母子衛生、栄養改善、成人病対策及び結核以外の伝染病の予防関係に要する経費を計上する。

なお、病院事業会計及び公立大学附属病院事業会計への繰出しを含める。

- (7) 「2 結核対策費」には、結核対策関係の人件費のほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2に基づいて行う健康診断、予防接種、医療の普及等に要する経費を計上する。
- (8) 「3 精神衛生費」には、精神保健関係職員の人件費（精神保健指定医等に対する報酬等を含む。）を始め、精神病院及び精神保健福祉センターに係る経費、その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく経費を計上する。
- (9) 「5 清掃費」には、清掃関係職員の人件費及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて行う廃棄物の処理、清潔な環境の保持等の事業又は事務に要する経費を計上する。
- (10) 「7 医薬費」には、医療関係職員の人件費を始め、医師、あんま師等の取締り経費、許可事務費、保健師、看護師等の試験及び免許の事務費並びに薬局の取締り、麻薬中毒対策、薬業振興に要する経費のほか温泉審議会等に要する経費を計上する。
- (11) 「五労働費、3 失業対策費」には、失業対策関係職員の人件費及び事務費等を計上する。
- (12) 「六農林水産業費、1 農業費」には、農業関係職員の人件費を始め、農業会議に要する経費、農業、園芸振興、農業改良普及事業、農業協同組合及び農業共済団体指導経費、蚕業費、他の項に計上されない農業行政に要する経費を計上する。

- (13) 「4 林業費」には、林業関係職員の人件費を始め、林業構造改善の指導等、林業振興の指導に要する経費、林道の開設及び改良事業、治山事業、造林事業に要する経費（従来の基本財産に相当する山林等に、財産保全だけの目的で行われた造林事業等に要した経費も「二総務費、1 総務管理費」ではなく、「4 林業費」に含める。）を計上する。
- (14) 「七商工費」には、商工観光関係職員の人件費を始め、工業団地造成事業、企業誘致等に要する経費のほか、消費者行政、中小企業、鉱工業、物産あつ旋、卸売市場、自然公園関係経費及び観光宣伝に要する

経費等を計上する。

- (15) 「八土木費、1 土木管理費」には、土木管理関係の人件費を始め、土地収用委員会費（委員の報酬等を含む。）、土木出張所費、土木共通事務費、建設業指導及び建築指導に要する経費等を計上する。

なお、開発公社等への出資金、貸付金等でそれぞれの項目に分別できない経費、土地開発基金への繰出金等を含める。

- (16) 「2 道路橋りょう費」には、道路橋りょう関係の人件費を始め、道路橋りょうの新設改良・維持補修、その他管理及び調査計画に要する経費並びにトンネル、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設に要する経費を計上する。

- (17) 「5 都市計画費」は、「(1) 街路費」、「(2) 公園費」、「(3) 下水道費」及び「(4) 区画整理費等」に分けて計上する。ただし、審議会の経費等でこの区分によりがたい場合は、「(4) 区画整理費等」に含める。

ア 「(1) 街路費」には、街路の新設、改良舗装等街路事業に要する経費を計上する。

イ 「(2) 公園費」には、都市公園法第2条第1項の規定により、地方公共団体が設置している都市公園の整備運営に要する経費のほか、地方自治法第244条の2に定める公の施設として地方公共団体が条例で定めた施設で公園としての実態を備え、一般の利用に供用しているものがある場合には、これに要する経費も含めて計上する。なお、公園に係る人件費は、ここに計上する。

ウ 「(3) 下水道費」には、下水道法第2条に定める公共下水道事業（終末処理場及び排水施設）、都市下水道事業等に要する経費を計上する。

エ 「(4) 区画整理費等」には、土地区画整理法に基づいて行う区画整理、改造事業及び事業助成費並びに都市計画関係職員の人件費（公園費に計上した人件費を除く。）を計上する。

なお、都市施設としての駐車場事業会計への繰出しもここに含めて計上する。

- (18) 「6 住宅費」には、住宅関係職員の人件費のほか、住宅建設用地の取得、整備及び管理のための経費を計上する。

- (19) 「九警察費」には、警察庁舎建設又は増改築を行う経費を含む。

- (20) 「十消防費」には、東京都のみが計上する。この場合、消防職員に係る人件費（「二総務費、1 総務管理費」に計上された退職手当、恩給及び退職年金を除く。）及び消防に要する経費を計上し、防災に要する経費（消防の用に供するために要する経費として、上水道事業会計、工業用水道事業会計に対して支出した負担金を含める。）は、「二総務費、6 防災費」に計上される。

- (21) 「十一教育費、1 教育総務費」には、教育委員会及び事務局に要する経費（人件費を含む。）を始め、教職員の退職手当並びに恩給及び退職年金、教育用財産の管理経費、育英事業、私学振興の経費その他教育指導に要する経費等を計上する。なお、高等学校等就学支援金支給対象者の授業料に充当する就学支援金を含める。

- (22) 「8 保健体育費」は、「体育施設費等」及び「学校給食費」に分けて計上する。

なお、幼稚園及び高等学校の学校保健体育費（学校給食費を除く。）は、それぞれ幼稚園費、高等学校費に分別計上する。

ア 「体育施設費等」には、体育振興の経費及び県民グラウンド等の建設運営に要する経費を計上する。

なお、国体に要する経費もここに計上するが、国体に関連した新設改良工事等は、それぞれの目的に分別して計上する。

イ 「学校給食費」には、義務教育諸学校及び夜間課程を置く高等学校に係る給食経費（調理員の人件費を含む。）を合わせて計上する。

(23) 「9 大学費」には、大学（公立大学法人を含む。）及び高等専門学校に係る経費（人件費を含む。）を計上する。なお、大学に附属して設置する附属幼稚園、附属小・中学校に係る経費（人件費を含む。）は、大学と区分してそれぞれ幼稚園費、小学校費、中学校費に計上する。

また、大学附属病院に係る経費は、公営事業会計として取扱い、普通会計には含めない。なお、大学附属病院に対する繰出金は、「四衛生費」の「1 公衆衛生費」に計上する。

(24) 「十二災害復旧費、1 農林水産施設」には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律により、「(1)農地、(2)農業用施設、(3)林業用施設、(4)漁業用施設、(5)共同利用施設、(6)その他」の災害復旧に要する経費をそれぞれに区分して計上する。ただし、災害に係る融資は、それぞれの事業目的の款項に計上する（公共土木施設、その他の災害復旧費についても同じ。）。

(25) 「2 公共土木施設」には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により「(1)河川、(2)海岸、(3)道路、(4)港湾、(5)漁港、(6)下水道、(7)公園、(8)その他」の公共土木施設の災害復旧に要する経費をそれぞれに区分して計上する。

(26) 「3 その他」には、農林水産施設、公共土木施設を除く「(1)公立学校、(2)公営住宅、(3)社会福祉施設、(4)その他」の公共、公用施設に係る災害復旧費をそれぞれに区分して計上する。

なお、鉱害復旧費を含める。

(27) 「十三公債費」には、元利償還金、一時借入金利子、公募債等の発行差額及び公債関係の事務費（発行手数料、消耗品等に要する経費を含め、公債事務関係職員の人件費及び備品購入費は、「二総務費、1 総務管理費」に計上し、ここには含めない。）を計上する。

なお、既に借り入れた地方債の起債条件の変更による借換債は普通会計決算額に含めない。

また、満期一括償還地方債の償還財源に充てるための減債基金（以下「満括基金」という。）に積み立てた額は「公債費」として計上し、**3 1 表：基金の状況**には計上しない。

(28) 「十四諸支出金、1 普通財産取得費」には、直接の事業目的を有しない普通財産の取得に要する経費のみを計上する。

(29) 「2 公営企業費」には、他の款の目的によって区分されない交通事業、ガス事業、電気事業（ごみ発電を含む。）及び収益事業会計（宝くじを含む。）の特別会計に対する繰出金、負担金、補助金、出資金及び貸付金を計上する。

(30) 公営事業会計への繰出金又は貸付金等の計上科目をまとめると、次のとおりである。

公 営 事 業 会 計 名	款	項
上 水 道 事 業	衛 生 費	環 境 衛 生 費
工 業 用 水 道 事 業	商 工 費	工 鉱 業 費
交 通 事 業	諸 支 出 金	公 営 企 業 費
電 気 事 業	諸 支 出 金	公 営 企 業 費
ガ ス 事 業	諸 支 出 金	公 営 企 業 費
簡 易 水 道 事 業	衛 生 費	環 境 衛 生 費
港 湾 整 備 事 業	土 木 費	環 境 衛 生 費
病 院 事 業	衛 生 費	公 衆 衛 生 費
市 場 事 業	商 工 費	商 業 費
と 畜 場 事 業	衛 生 費	環 境 衛 生 費
観 光 施 設 事 業	商 工 費	観 光 費
宅 地 造 成 事 業	土 木 費	住 宅 費
下 水 道 事 業	土 木 費	工 鉱 業 費
駐 車 場 事 業（観光目的を除く。）	土 木 費	下 水 道 費
国 民 健 康 保 険 事 業	民 生 費	都 市 計 画 費
		社 会 福 祉 費

収 益 事 業（宝くじを含む。） 交 通 災 害 共 済 事 業 公 立 大 学 附 属 病 院 事 業	諸 支 出 金 民 生 費 衛 生 費	公 営 企 業 費 社 会 福 祉 費 公 衆 衛 生 費
--	---------------------------	-------------------------------------

3 性質別歳出内訳

07表～13表には、各目的別歳出額を性質別に区分して計上する。

15表～20表には、07表～13表における性質別歳出額をさらに細分類して計上する。

歳出の性質別区分は、原則として、節の区分に応じて計上するが、「三維持補修費」、「六普通建設事業費」及び「七災害復旧事業費」については、目（目の一部であっても独立の1事業である場合を含む。）の総額を計上する。

また、同一の節で区分されているものについても、その支出効果により分類が異なる場合がある。07表～13表及び15表～20表における性質別歳出内訳の入力上の留意事項は次のとおりである。

(1) 「一人件費」には、事業費支弁に係るものを除いた一切の給与費を計上する。

16表：人件費の状況を各項目別に説明すると次のとおりである。

ア 「1 議員報酬等」には、地方自治法第203条第1項及び第3項に規定する議会の議員に対する報酬及び期末手当を計上する。なお、同条第2項に規定する職務を行うために要する費用の弁償（費用弁償）は物件費に、同法第100条第14項に規定する議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費（政務活動費）は補助費等に計上する。

イ 「2 委員等報酬」の「(1)行政委員分」には、執行機関としての委員会の委員又は非常勤の監査委員に対する報酬を計上する。

「(2)附属機関分」には、執行機関の附属機関としての審査会、審議会、調査会等の構成員及び専門委員、選挙長、選挙立会人に対する報酬を計上する。

「(3)その他特別職非常勤職員」には、(1)～(2)に該当しない特別職非常勤職員に対する報酬を計上する。

「(4)会計年度任用職員（パートタイム）」には、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対する、地方自治法第203条の2第1項及び第4項に規定する報酬及び期末手当を計上する。なお、同条第3項に規定する職務を行うために要する費用の弁償（費用弁償）は物件費に計上する。

なお、(1)～(4)について、報酬に類する研究手当、調査手当等の手当を別途支給している場合には、すべて報酬に含めて計上する。

ウ 「3 知事等特別職の給与」には、知事、副知事、教育長、常勤の人事委員会の委員及び監査委員の給与を計上する。

エ 「4 任期の定めのない常勤職員」「5 任期付職員」「6 再任用職員」の「(ア) 給料」には、給料の調整額及び教職調整額を含めて計上し、「(2)その他の手当」には、地方自治法第204条第2項に規定する各種手当のうち、扶養手当、地域手当及び退職手当を除いたものをそれぞれの区分に従って計上する。任期付短時間勤務職員又は再任用短時間勤務職員の給料等については、それぞれ「5 任期付職員」又は「6 再任用職員」に計上する。

「(コ) 期末手当」には、期末特別手当を含めて計上する。

「(ツ) その他手当」には、産業教育手当等を計上する。なお、育児休業給は「13 その他」に計上す

る。

臨時的任用職員の給料等については、その任用の区分に応じて「4 任期の定めのない常勤職員」「5 任期付職員」「6 再任用職員」に計上する。(例えば、任期の定めのない常勤職員の欠員に対し任用された臨時的任用職員については、「4 任期の定めのない常勤職員」の区分に計上する。)

オ 「7 会計年度任用職員(フルタイム)」には、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員に対する給料等を計上する。

なお、技能労務職員の会計年度任用職員について、地方公営企業法第38条の規定により給料及び手当を支給した場合は、フルタイムの職又はパートタイムの職にかかわらず、ここに計上すること。

カ 「14 再掲」の「4～7-(1)-(ア)給料」、「2(4)会計年度任用職員(パートタイム)」、「7 会計年度任用職員(フルタイム)」及び「9 退職金」については、義務教育関係職員(義務教育費国庫負担法第2条に掲げる職員のうち、この法律に基づきその給与の一部が国庫により負担されている者いわゆる枠内職員)とその他の職員に区分して再掲すること。

キ 「8 地方公務員共済組合負担金」には、地方公務員等共済組合法による地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合(特別区の職員に係るものを除く。)及び地方議会議員共済会(連合会を含む。)に対する短期給付、長期給付、福祉事業及び組合の事務に要する費用の負担金並びに団体が負担すべき新制度切替えのための追加費用について計上する。なお、組合の事務に要する費用の負担金は、目的別には、一般職員分(消防職員を含む。)は「総務管理費」に、教育職員分は「教育総務費」に、警察職員分は「警察費」にそれぞれ分別して計上する。「14 再掲」の「8 地方公務員共済組合負担金」については、会計年度任用職員分(フルタイムの職及びパートタイムの職)とその他の職員に区分して再掲すること。

ク 「9 退職金」の「(3)職員」には、任期の定めのない常勤職員及び任期付職員に係る退職手当を計上する。

ケ 「10 恩給及び退職年金」には、旧制度による恩給及び退職年金を計上する。

コ 「11 災害補償費」の「(1)地方公務員災害補償基金負担金」には、地方公務員災害補償基金に対する負担金を計上する。

「(2)その他」には、次の経費を計上する。

- (i) 地方公務員災害補償法施行前における同法第2条に規定する職員の公務上の災害に係る補償費
- (ii) 同法施行後において、同法第2条に規定する職員の公務上の災害に対して別途支給した補償費
- (iii) 同法施行後、同法第69条第1項に規定する職員(議会の職員、その他の非常勤の職員)の公務上の災害に係る補償費

サ 「12 職員互助会補助金」には、地方公共団体の職員の相互共済及び福利増進のために当該団体の職員をその会員とし結成されている互助会等に対して負担している一切の補助金等を計上する。ただし、職員互助会の事務費に対する補助金等は、ここに含めず、「5 補助費等」の「4 その他に対するもの」に計上する。

シ 「13 その他」には、地方公務員等共済組合法の対象とならない職員に係る社会保険料、育児休業給等を計上する。

- (2) 「二物件費」には、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費に係る物件費を除くその他の経費の物件費を計上する。

なお、**18表：物件費の状況**では、物件費を7項目に分別して計上する。

- (3) 「三維持補修費」には、施設の効用を維持するため、支出された経費の目（目の一部であっても目に準ずるものを含む。）の決算額を計上する。ただし、この目に含まれている人件費は「一人件費」に移し替える。

施設の効用を維持するために必要となる点検、補修、修繕（点検、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないもの）は「六普通建設事業」と区別して、適正に「三維持補修費」に計上する（施設の増改築等形状ないし構造そのものを改良した経費は、「六普通建設事業費」に、物件費により取得された物件（例えば、自転車、コピー機器、机等）及び自動車の修繕料は物件費に計上する。）。

なお、庁舎等の建築物の維持補修費について目が設置されていない場合にあって、当該建築物の補修に要した経費のうち人件費を除いた全ての経費を維持補修費として計上する。

また、除排雪経費は、建設業者等への委託による場合も含め、施設等の効用を維持するために要した経費として維持補修費に計上する。

- (4) 「四扶助費」には、その団体から現金又は物品の別を問わず、被扶助者に対して支給されたものの決算額を計上する。

ア 扶助費には、生活保護法に基づく生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助等を始めとして、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法等に基づくもののほか、地方団体単独の施策として行うものも含める。

イ 児童福祉法による措置児童について、他の都道府県又は市町村（一部事務組合を含む。）に委託したものは、「五補助費等」の「2 同級他団体に対するもの」又は「3 市町村に対するもの」〔19表〕「(2) 補助費等の状況」では「1 負担金、寄附金」に計上し、民間施設に対する場合は、「四扶助費」に計上する。

ウ 災害救助費については、次により分別して計上する。

(i) 災害救助法適用災害での補助対象外の見舞金品及び災害救助法の適用を受けない災害で、都道府県が単独で被災者に給付した見舞金品については、「四扶助費」に計上する。

(ii) 災害救助法の適用を受けない災害による災害救助費のうち、前記(i)以外の経費については、人件費は「一人件費」に、事務費は「二物件費」の各項目に、復旧のための事業費は「七災害復旧事業費」の「2 単独事業費」にそれぞれ分別して計上する。

- (5) 「五補助費等」

ア 「1 国に対するもの」には、国庫支出金の返還金、自動車重量税等を計上し、「2 同級他団体に対するもの」、「3 市町村に対するもの」には、同級他団体及び市町村（一部事務組合を含む。）の普通会計に対するものを計上する。

イ 当該都道府県が直接には実施しないが、その最終使途が資本形成のための支出である場合には、補助費等でなく、普通建設事業費等の各事業費に計上する。

ウ 出納閉鎖後における歳入の誤納又は過納となった金額の払戻しに係るものについては、「五補助費等」の各項目〔19表〕「(2) 補助費等の状況」では、「3 その他」に計上し、その他の過年度に属する支出（例えば、支払繰延になっている人件費等）については、それぞれの性質別分類（目的別にそれぞれ行政目的に応じた款、項）により計上する。

エ 法適用の公営事業会計に対する負担金、補助金は、「4 その他に対するもの」〔19表〕「(2) 補助費等の状況」では、法適用の公営事業会計に対する負担金、補助金は「3 その他」に計上する。

なお、地方公営企業法第17条の2の規定に基づき、普通会計において負担する経費で物件費等で支出されているものも補助費等を含める。

オ 火災保険等の保険料は「4 その他に対するもの」(19表「(2) 補助費等の状況」では「3 その他」)に計上する。

カ 選挙公営とされている選挙運動用通常葉書の郵送の無料化、選挙運動用自動車の使用の公営、選挙運動用ポスター作成の公営に係るものについては、「4 その他に対するもの」に計上する。

キ 高等学校等就学支援金支給対象者の授業料に充当する就学支援金を含める。

- (6) 「六普通建設事業費」及び「七災害復旧事業費」は、各款の事業費に該当する目(目の一部であっても、独立の1事業である場合も含む。)の合算額を計上する。したがって、目を一括して計上するものであるから、当然に事業に伴う人件費(常時勤務を要する職員及び常備的非常勤職員に係るものを含む。)及び事務雑費も含まれる。

なお、当該都道府県が直接には実施しないが、その最終使途が資本形成の支出である場合には補助費等を含めず、各事業費に計上する。(公営事業会計に対する負担金、補助金を除く。)

ア 「1 補助事業費」には、国庫からの補助を受けて施行する事業費を計上する。なお、社会資本整備総合交付金によって実施した事業等については補助事業に区分する。

また、補助基準となった単価・面積等を上回る部分に係る事業費は、補助事業費に含めないでその団体の単独事業費として取り扱う。

イ 「2 単独事業費」には、県が単独で行うものの事業費を計上する。なお、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金によって実施した事業については単独事業に区分する。

ウ 「3 国直轄事業負担金」には、地方財政法第17条の2の規定に基づく負担金を計上する。

なお、市町村から都道府県を経由して支払われる負担金も含める。

エ 「4 同級他団体施行事業負担金」には、都道府県相互間で他団体の事業に対して負担する負担金を計上する。

オ 「5 受託事業費」の「(1) 補助事業費」には、国からの受託事業及び国の代行事業に係る経費並びに都道府県及び市町村からの補助事業の受託に係る経費を計上し、「(2) 単独事業費」には、都道府県及び市町村からの単独事業の受託に係る経費並びに民間からの受託に係る経費を計上する。

カ 「七災害復旧事業費」には、目的別区分における「十二災害復旧費」の総額から国庫支出金の返還金を控除した額を計上し、災害関連事業費は普通建設事業費等に計上する。

キ 16表：人件費の状況中、「事業費支弁職員に係る人件費」の補助事業費及び単独事業費には、受託事業費に係るものも含めて計上する。

ク 災害復旧事業において、補助事業に係る施越事業については「1 補助事業費」に含める。

- (7) 「九公債費」には、地方債の元利償還金及び一時借入金利子について計上する。また、公債諸費(発行手数料、消耗品等に要する経費)は、目的別には「十三公債費」の物件費に計上する(公債事務関係職員の人件費及び備品購入費等は、「二総務費、1 総務管理費」に計上し、ここには含めない。)

ア 額面より低い価格で発行された公募債等に係る差額は元利償還金(利子)に含めて計上する。

イ 額面より高い価格で発行された公募債等に係る差額は元利償還金(利子)から控除する。

ウ 満括基金への積立ての取扱い、目的別歳出の内訳「十三公債費」の場合と同様とする。

- (8) 「十積立金」には、地方自治法第241条に規定する基金のうち、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てることを目的とする基金に対する積立金について、それぞれ目的別に計上する。

なお、同法第233条の2ただし書による歳計剰余金の処分によるものは含めない。

また、「定額の資金を運用するための基金」に対する支出は、繰出金に計上される。

- (9) 「十一投資及び出資金」には、節の投資及び出資金を一括計上する。したがって、特例民法法人の寄附行為に係る出えん金もここに含める。

また、法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）に対する出資金も含めて計上する。

- (10) 「十二貸付金」には、法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）に対する貸付金も含めて計上する。

なお、「うち市町村に対するもの」には、普通会計を通して市町村の普通会計に貸し付けたものを計上する。

- (11) 「十三繰出金」には、それぞれ行政目的に応じた款、項にそれぞれ分別計上する。

なお、法非適用の公営事業会計に係る一部事務組合に対する負担金は繰出金扱いとし、また、定額の資金を運用するための基金及び財産区に対する支出も含まれる。ただし、土地開発基金で取得した土地を普通会計において購入する場合の支出は、「六普通建設事業費」に計上する。

- (12) 「投資的経費」とは、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計額をいう。

- (13) 性質別歳出の項目と節との関係は、次頁のとおりである。

歳 出 項 目	節 区 分
一、人 件 費 事業費支弁職員分を除く。 1. 議員報酬等 2. 委員等報酬 3. 知事等特別職の給与 4. 任期の定めのない常勤職員 5. 任期付職員 6. 再任用職員 7. 会計年度任用職員 (フルタイム) 8. 地方公務員共済組合負担金 9. 退職金 10. 恩給及び退職年金 11. 災害補償費 (1) 地方公務員災害補償基金負担金 (2) その他 12. 職員互助会補助金 13. その他 二、物 件 費 維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費に係るもの以外で、次に掲げるもの 1. 旅 費 2. 交 際 費 3. 需 用 費 4. 役 務 費 5. 備品購入費 6. 委 託 料 7. そ の 他	①報酬 ③職員手当等(ただし、議員の期末手当相当分) ①報酬 ③職員手当等(ただし、会計年度任用職員(パートタイム)の期末手当相当分) ②給料 ③職員手当等 ②給料 ③職員手当等 ②給料 ③職員手当等 ②給料 ③職員手当等 ②給料 ③職員手当等 ④共済費(地方公務員共済組合に対する負担金) ③職員手当等(退職手当に限る。) ⑥恩給及び退職年金 ④共済費(地方公務員災害補償基金に対する負担金) ⑤災害補償費 ④共済費 ⑱負担金、補助及び交付金 ④共済費(報酬及び給料に係る社会保険料に限る。) ⑱負担金、補助及び交付金 ⑧旅費 ⑨交際費 ⑩需用費(ただし、家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものは除く。) ⑪役務費(ただし、火災保険料及び自動車損害保険料等の保険料を除く。) ⑫備品購入費(ただし、一件百万円以上の機械器具等の購入費を除く。) ⑫委託料(映画等製作委託料、交通量調査委託料、健康診断等反対給付のあるもので補助金的性格でないもの) ④共済費(ただし、人件費に計上されるものを除く。) ⑦報償費(買上金に限る。) ⑬使用料及び賃借料 ⑮原材料費(ただし、事業費に計上されるものを除く。)

歳 出 項 目	節 区 分
三、維 持 補 修 費	目（目の一部であっても目に準ずるものを含む。）による。ただし、人件費、事業費及び物件費に計上されるものを除く。また、⑩需用費のうち事業費に計上されるものを除く。
四、扶 助 費	⑪扶助費（これに準ずるものを含む。）
五、補 助 費 等	⑦報償費（報償金及び賞賜金）
（細 目 省 略）	⑪役務費（火災保険等の保険料に限る。）
	⑫委託料（ただし、物件費に計上されるものを除く。）
	⑬負担金、補助及び交付金（ただし、人件費及び事業費に計上されるものを除く。）
	⑭補償、補填及び賠償金（ただし、事業費に計上されるもの及び繰上充用金を除く。）
	⑮償還金、利子及び割引料（ただし、公債費に計上されるものを除く。）
	⑯寄附金
	⑰公課費
六、普通建設事業費	目（目の一部であっても独立の1事業である場合を含む。）による。 なお、人件費（事業費支弁職員分のみ）、事務費、⑱公有財産購入費、⑲備品購入費（1件百万円以上の機械器具等の購入費）及び⑬負担金、補助及び交付金（当該都道府県が直接には実施しないが、その最終使途が資本形成のための支出であるもの。ただし、一部事務組合負担金を除く。）を含める。
七、災害復旧事業費	
八、失業対策事業費	
九、公 債 費	⑮償還金、利子及び割引料（ただし、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子並びに公募債等の発行差額のみ。）
十、積 立 金	⑳積立金
十一、投資及び出資金	㉑投資及び出資金
十二、貸 付 金	㉒貸付金
十三、繰 出 金	㉓繰出金
十四、前年度繰上充用金	㉔補償、補填及び賠償金（繰上充用金のみ。）

4 財源内訳

- (1) 目的別歳出の各項目における性質別歳出決算額に対して充当する特定財源は、当該年度の経費に対応する「国庫支出金」、「使用料、手数料」、「分担金、負担金、寄附金」、「財産収入」、「繰入金」、「諸収入」、「繰越金」及び「地方債（市場公募債等については、額面金額により各経費に充当する。）」を計上する。したがって、この「一般財源等」として充当される財源は、地方税、市町村たばこ税都道府県交付金、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金などのいわゆる一般財源のほか、次の財源で一般財源と同様に使用される財源の合算額が計上される。

ア 国庫支出金

電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律に基づく高率補助金、災害復旧事業の施越事業に係るもの、伝染病対策に係る補助金等で過年度分の精算に係る額。ただし、義務教育費国庫負担金及び生活保護費国庫負担金等のように、毎年度同じように繰り返し精算されるものは除かれる。

イ 使用料、手数料

水利権又は無体財産権等の使用等に対するもの、道路占用料、河川占用料、行政財産の目的外使用に対するもの及び前記以外のものでその収入が必要経費を超過する場合の超過額

ウ 寄 附 金

寄附目的が特定されていないもの又は総称的経費の財源となるもの

エ 財 産 収 入

財産の運用による収入及び財産の売払代金であって、当該財産と代替的に取得される財産等の取得に要する経費の財源に充てられるもの以外の収入及び売却目的が具体的事業に特定されない収入

オ 繰 入 金

財政調整基金取崩し額、減債基金取崩し額又はその使用目的が抽象的若しくは総称的な経費の財源となるもの

カ 諸 収 入

預金利子、その他これらに類するもので、その収入額が必要経費を超える額又は使途の特定されない収入額及び収益事業収入額

キ 繰 越 金

継続費通次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越又は支払繰延の財源として充当すべきものを除いた純剰余金

ク 地 方 債

歳入欠かん等債、減収補填債特例分、臨時財政対策債、施越事業に係る災害復旧事業債

- (2) 特定財源の経費別充当順序は、次の方法による。

ア 特定財源の総額が充当経費を超える場合におけるその充当順序は、国庫支出金、地方債、分担金、負担金、寄附金、繰入金、財産収入、使用料、手数料、諸収入の順序とし、経費を超える特定財源は、「一般財源等」として「歳入振替項目」に計上する。したがって、財源の△（マイナス）計上は行わない。

イ 特定財源を性質別歳出の各項目ごとに充当するに当たり、各項目ごとに特定し難いものについては、原則として、まず扶助費及び補助費等に充当し、なお収入に余裕がある場合は、次いで維持補修費、物件費の順に充当する。この結果、さらに収入に余裕があるときは、(1)と同様に「一般財源等」として「歳入振替項目」に計上することとなるが、次に掲げる収入については、当該事務に係る人件費の財源とし

て充当する。

- (i) 独立採算的な事業（例えば、動物園及び会館）等に係る収入
- (ii) 授業料、保育所使用料、住宅使用料等に係る収入
- (iii) 各種検査、検診、監視手数料及び狂犬病予防手数料に係る収入
- (iv) 諸収入のうち、予防接種実費徴収金に係る収入
- (v) 財産収入のうち、各種生産物売払代金に係る収入

(3) 歳入の振替操作

特定財源のうち、(1)ア～クに掲げるものは、「一般財源等」として歳出項目に充当されているので、各歳出充当財源を歳入原項目の収入額と突き合わせるため、これらの額を「一般財源等」からそれぞれの歳入原項目に振り替える操作を「歳入振替項目」の各欄で行う。

すなわち、特定財源のうち(1)ア～クに掲げるもので、「一般財源等」として扱われたもの及び(2)において充当経費を超える額の合計額は「歳入振替項目」の額と一致する。この場合、「一般財源等」以外の歳入項目の「歳入振替項目」欄に計上された額の合算額は「一般財源等」欄の「歳入振替項目」の負数（「△」）として計上し、「一般財源等」の「歳入合計」はこの額を控除し、さらに歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金を控除することによって「地方税」、「地方譲与税」、「市町村たばこ税都道府県交付金」、「地方特例交付金等」、「地方交付税」、「交通安全対策特別交付金」及び「国有提供施設等所在市町村助成交付金」の合算額と一致する。

以上の説明を具体的に例示してみると、次のとおりである。（P 32～P 33 入力例を参照）

「歳出合計(7)」の（406）に対する実質的な財源構成は、同欄の国庫支出金（65）、使用料、手数料（12）、以下一般財源等（215）までである。

次に、各歳入項目ごとの決算額を「歳入合計(8)」の（462）に計上するが、その内訳は、国庫支出金（88）、使用料、手数料（19）、分担金、負担金、寄附金（16）、財産収入（15）、繰入金（4）、諸収入（65）、繰越金（10）、地方債（26）となり、これらの特定財源の歳入合計との差額が一般財源等として（219）となる。

この「一般財源等◎」（219）は、地方税、地方譲与税、市町村たばこ税都道府県交付金、地方特例交付金等、地方交付税、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金の合算額と一致する。

また、「歳入合計」（462）と「歳出合計」（406）との差額は、総額で（56）となるが、この額が「歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金（△）(9)」に計上され、そのうち、既収入特定財源（32）を計上し、歳計剰余金（56）との差額（24）が「一般財源等」に計上される。つまり、「一般財源等◎」の（24）は純剰余金と翌年度に繰り越すべき一般財源の合計で、その差額の（32）は明許繰越等に伴い翌年度に繰り越すべき特定財源ということになる。

最後に「一般財源等」への振替えとなるべき額を「歳入振替項目(1)」の各特定財源の関係項目に計上するが、記載例により、国庫支出金（歳入合計88—既充当65—既収特財16＝7）、使用料、手数料（19—12—4＝3）、財産収入（15—9—4＝2）、諸収入（65—62＝3）、繰越金（10—5＝5）、合計（20）が「一般財源等」へ振り替えられた額となる。

(入力例)

(1)

区 分	歳 出 合 計 ㉑	歳 入 振 替 項 目 ㉒	歳計剰余金又は 翌年度歳入繰上 充 用 金 (△) ㉓	歳 入 合 計 ㉔
一、人 件 費	150			
二、物 件 費	32			
三、維 持 補 修 費	6			
四、扶 助 費	14			
五、補 助 費 等	16			
1. 国 に 対 す る も の	1			
2. 同級他団体に対するもの	2			
3. 市 町 村 に 対 す る も の	2			
4. そ の 他 に 対 す る も の	11			
六、普 通 建 設 事 業 費	113			
1. 補 助 事 業 費	57			
2. 単 独 事 業 費	15			
3. 国 直 轄 事 業 負 担 金	3			
4. 同級他団体施行事業負担金	3			
5. 受 託 事 業 費	35			
七、災 害 復 旧 事 業 費	27			
1. 補 助 事 業 費	7			
2. 単 独 事 業 費	4			
3. 国 直 轄 事 業 負 担 金				
4. 同級他団体施行事業負担金	1			
5. 受 託 事 業 費	15			
八、失 業 対 策 事 業 費	9			
1. 補 助 事 業 費	6			
2. 単 独 事 業 費	3			
九、公 債 費	19			
十、積 立 金	3			
十一、投 資 及 び 出 資 金	3			
十二、貸 付 金	2			
十三、繰 出 金	4			
十四、前 年 度 繰 上 充 用	8			
歳 出 合 計 (㉑)	406			
歳 入 振 替 項 目 (㉒)		0		
歳計剰余金又は翌年度 歳入繰上充用金 (△) (㉓)			56	
歳 入 合 計 (㉔)				462

(注) 本表は実物より省略した部分がある。

(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
国 庫 支出金	使用料 手数料	分担金 負担金 寄附金	財 産 収 入	繰入金	諸収入	繰越金	地方債	一 般 財源等 ◎
14	10			4	9			113
	2				1			29
								6
6								8
2								14
								1
								2
								2
2								9
32		11	5		35	5	16	9
32		6	3			4	10	2
		5	2			1	6	1
								3
								3
					35			
4		5			15		2	1
4		2					1	
		3					1	
								1
					15			
5								4
5								1
								3
2			4					13
								3
								3
					2			
								4
								8
65	12	16	9	4	62	5	18	215
7	3		2		3	5		△ 20
16	4		4				8	24
88	19	16	15	4	65	10	26	219

90表：一般行政経費の状況

1 この表は、「07表～13表：歳出内訳及び財源内訳」の「目的別歳出内訳」を一般行政経費に係る単独事業費、補助事業費に区分し調査するものである。

2 表頭に係る計上方法は次のとおりとする。

(1) 「歳出合計」欄は、「07表～13表：歳出内訳及び財源内訳」の決算額と一致する。

(2) 「単独事業費」欄には、性質別歳出の各項目の単独事業費を計上し、「補助事業費」欄には、性質別歳出の各項目の補助事業費を計上する。都道府県の単独事業費と補助事業費の区分に関する基本的な考え方は以下のとおりであり、具体的な事例については次ページの【参考】を参照されたい。

ア 単独事業費に計上するもの

A：都道府県が国庫支出金を財源とせずに行う事業の経費（Dに該当するものを除く。）

B：都道府県が国庫支出金を財源として行う事業に対して国庫補助対象経費を超えて支出する経費

イ 補助事業費に計上するもの

C：都道府県が国庫支出金を財源として行う事業の経費

D：市町村が直接交付を受ける国庫支出金を財源として行う事業に対して法令や要綱等に基づき都道府県が補助する経費

なお、投資的経費以外の経費において、補助基準、補助率等が明確に定められていない、いわゆる定額補助については、当該補助金の額を補助事業費として計上する（【参考】の事例5を参照）。市町村（一部事務組合を含む。）の国民健康保険事業会計（事業勘定）、介護保険事業会計（保険事業勘定）及び後期高齢者医療事業会計（保険基盤安定制度に係わるものを除く。）への法定の負担金については、補助事業費に計上する。国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）、都道府県繰入金（平成29年度までは都道府県調整交付金）及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）は単独事業費に計上する。私立学校に対する助成については、当該事業に充当された国庫支出金の額を補助事業費に、それ以外の額を単独事業費に計上する。

(3) 「その他 N（単独）、O（補助）」欄には、「A～M及びS（単独）」「A～N及びT（補助）」に属さない項目（維持補修費、投資的経費及び公債費）に係る事業費の合計を計上する。

3 表側に係る計上方法は次のとおりとする。

(1) 各項目は、原則として、「07表～13表：歳出内訳及び財源内訳」の目的別歳出の各項目に対応する。

ただし、1～6の項目については、それぞれ民生費、衛生費の内数となり、項目1～4の合計が民生費の決算額、項目5と6の合計が衛生費の決算額と、それぞれ一致する。

(2) 「16 その他の経費」は、議会費、公債費、諸支出金、前年度繰上充用金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金及び特別区財政調整交付金の合計額となる。

4 投資的経費については、「投資的経費の状況」（P40）において、「当該都道府県において直接実施しないが、その最終用途が資本形成のための支出である場合は、補助費等を含めず、普通建設事業費に計上したものの額を計上する」こととされているので、本表においても留意すること。（例えば、都道府県からの補助を受けて社会福祉法人が社会福祉施設を整備する場合には、普通建設事業費に計上する。）

【参考】具体的な事例の扱いについては、以下も参考にしてください。（事業主体が市町村であることが前提。）

○国庫支出金を伴う事業の例（補助対象経費が100の事業の事例）

（事例1）市町村が都道府県から、法令や要綱等に基づく国庫支出金の交付を受けて行う事業の場合（国1/2、市町村1/2）

財源スキーム	国 50	市町村 50
--------	------	--------

- ・都道府県 ⇒ 補助事業費：50（補助費等 - 市町村に対するもの）【上記Cに該当】
- ・市町村 ⇒ 補助事業費：100

（事例2）市町村が都道府県から、法令や要綱等に基づく国庫支出金及び都道府県支出金の交付を受けて行う事業の場合（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

財源スキーム	国 50	都道府県 25	市町村 25
--------	------	---------	--------

- ・都道府県 ⇒ 補助事業費：75（補助費等 - 市町村に対するもの）【上記Cに該当】
- ・市町村 ⇒ 補助事業費：100

（事例3）市町村が都道府県から法令や要綱等に基づく国庫支出金の交付を受けて行う事業に、都道府県が市町村の負担分に任意の補助を行う場合（国1/2、都道府県1/4（任意補助）、市町村1/4）

財源スキーム	国 50	都道府県 25	市町村 25
--------	------	---------	--------

- ・都道府県 ⇒ 補助事業費：50（補助費等 - 市町村に対するもの）【上記Cに該当】
単独事業費：25（補助費等 - 市町村に対するもの）【上記Aに該当】
- ・市町村 ⇒ 補助事業費：100

（事例4）（事例3）の事業に、都道府県、市町村が補助対象経費（100）を超えて任意の補助（事業費10）（都道府県1/2、市町村1/2）を行う場合

財源スキーム	国 50	都道府県 30	市町村 30
--------	------	---------	--------

- ・都道府県 ⇒ 補助事業費：50（補助費等 - 市町村に対するもの）【上記Cに該当】
単独事業費：30（補助費等 - 市町村に対するもの）【上記A及びBに該当】
- ・市町村 ⇒ 補助事業費：100
単独事業費：10

（事例5）市町村が国庫支出金（定額補助）を受けて行う事業の場合（定額補助額40）

財源スキーム	国 40	市町村 60
--------	------	--------

- ・市町村 ⇒ 補助事業費：40
単独事業費：60

○国庫支出金を伴わない事業の例（事業費が100の事業の事例）

（事例6）市町村が都道府県の補助を受けて行う事業の場合（都道府県1/2、市町村1/2）

財源スキーム	都道府県 50	市町村 50
--------	---------	--------

- ・都道府県 ⇒ 単独事業費：50（補助費等 - 市町村に対するもの）【上記Aに該当】
- ・市町村 ⇒ 単独事業費：100

15表：性質別経費の状況

- 1 表側の性質別経費の科目区分は、07表～13表：歳出内訳及び財源内訳における科目区分に準拠しており、関係科目の金額は07表～13表：歳出内訳及び財源内訳の該当科目の金額のそれぞれに一致するものである。（ただし、「五補助費等」および「歳出合計」においては、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金及び法人事業税交付金相当額を差し引いた額と一致するものである。なお、20政令指定都市所在道府県にあっては分離課税所得割交付金及び軽油引取税交付金相当額を、東京都にあっては特別区財政調整交付金相当額をさらに差し引いた額と一致する。）
- 2 表頭の臨時的経費と経常的経費との区分は、おおむね次に掲げるような経費を臨時的経費とし、臨時的経費以外の経費を経常的経費とする。
 - ア 人件費のうち災害補償費（地方公務員災害補償基金負担金を除く。）
 - イ 行政整理、勸奨による退職に要した退職手当（自己都合退職・死亡退職は除く。）
 - ウ 特別職（教育長を含む。）に対する退職手当
 - エ 補償金、欠損補填金、繰上充用金、賠償金、償還金（地方債に係るものを除く。）、小切手支払未済償還金
 - オ 補助費等のうち、法令等の規定に基づいて毎年度継続して支出されるもの、国庫支出金を伴うもので毎年度継続して支出されるもの並びに長期間設置されている公共団体等に対する負担金、補助金及び交付金として支出されるもの以外のもの
 - カ 積立金、投資及び出資金、繰出金（都道府県繰入金等の都道府県国民健康保険事業会計に対する法令等の規定に基づく繰出金を除く。）
 - キ 貸付金のうち、法令等の規定に基づき制度化されたもので、年度を超え、数年度にわたり継続的に支出される等経常的に支出される貸付金以外のもの
 - ク 公債費のうち、転貸債、繰上償還及び満活基金への積戻しに係るもの
 - ケ 普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費
なお、「12投資的経費、(1)普通建設事業費、うち単独事業費」は、07表～13表「六普通建設事業費」のうち、「2単独事業費」、「4同級他団体施行事業負担金」及び「5受託事業費、(2)単独事業費」の合計と一致する。
 - コ 選挙の執行に要した経費（常時啓発の経費を除く。）
 - サ 国勢調査その他特に大規模な統計調査及び臨時的統計調査のための経費
 - シ 災害対策関係経費
 - ス 工場誘致関係経費
 - セ 国体開催、行幸啓等の大規模な記念行事又は全国的会議等の開催等に要した経費
 - ソ 伝染病の発生に伴い特に多額の経費を要した場合の対策費
 - タ 大規模な事務改善に要した経費
 - チ 高等学校生徒の急増等の一時的現象に対して要した経費
 - ツ 維持補修費のうち、緊急浚渫事業費に係るもの
 - テ 以上のほか、単年度又は短期間の年度に限って要した経費
- 3 公営企業に対する繰出しについては、上記にかかわらず、以下のとおり臨時的経費と経常的経費を区分する。
 - ア 補助費等のうち、法適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金は、経常的経費とする。
ただし、同繰出金のうち、上水道事業の消火栓に要する経費（建設改良に要する経費に限る。）、交通事業

の都市高速鉄道建設費に要する経費、病院事業の建設改良に要する経費（建設改良費に限る。）及び簡易水道事業の建設改良に要する経費（建設事業費に係るものに限る。）等建設事業費に係る経費は、臨時的経費とする。

イ 繰出金のうち、法非適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金は、経常的経費とする。

ただし、同繰出金のうち、建設事業費に係る経費は、臨時的経費とする。

- 4 表頭の一般財源等と特定財源の区分は、**07表～13表：歳出内訳及び財源内訳**における財源区分と同様であり、本表の「臨時的なもの」の一般財源等と「経常的なもの」の一般財源等の合計額は、**07表～13表：歳出内訳及び財源内訳**のそれぞれの該当項目の「一般財源等」と一致するものである。（ただし、「五補助費等」及び「歳出合計」については、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金及び法人事業税交付金相当額を差し引いた額と一致する。なお、20政令指定都市所在道府県にあっては分離課税所得割交付金及び軽油引取税交付金相当額を、東京都にあっては特別区財政調整交付金相当額をさらに差し引いた額と一致する。）

「12投資的経費、(1)普通建設事業費、うち単独事業費」は、**07表～13表**「六普通建設事業費」のうち、「2単独事業費」、「4同級他団体施行事業負担金」及び「5受託事業費、(2)単独事業費」の合計と一致する。

- 5 「減収補填債特例分及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた経常収支比率」の欄中「1人件費」から「小計（1～11）」までの欄は、経常一般財源等歳入合計（「05表」27行6列）と経常的経費充当一般財源等（「15表」1行、2行、4行～11行及び14行の5列）との比率である。「うち退職手当債を財源とするもの」の〔 〕書きの欄及び「投資的経費」の（ ）書きの欄は経常収支比率ではないが、参考のため把握するものである。

なお、「経常収支比率」欄の算式を例示すると次のとおりである。

ア 「1人件費」から「小計（1～11）」までについては

$$\frac{\text{経常的経費充当一般財源等（「15表」1行、2行、4行～11行及び14行の5列）}}{\text{経常一般財源等歳入合計（「05表」27行06列）} + \text{減収補填債特例分（「05表」25行01列）} + \text{臨時財政対策債（「05表」26行01列）}}$$

イ 「うち退職手当債を財源とするもの」については

$$\frac{\text{経常的経費に充当された退職手当債（「15表」3行の4列）}}{\text{経常一般財源等歳入合計} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}}$$

ウ 17行～22行については

$$\frac{\text{投資的経費に充当された一般財源等（「15表」17行～22行の3列）}}{\text{経常一般財源等歳入合計} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}}$$

16表：人件費の状況

（P23～P24参照）

18表：物件費の状況

この表は、07表～13表：歳出内訳及び財源内訳の目的別区分の物件費の決算額を表頭に掲げる節に区別して計上する。

ただし、公債費及び諸支出金に係る物件費については、「2総務費」に計上する。

19表：補助費等の状況

- 1 この表は、07表～13表：歳出内訳及び財源内訳の補助費等の決算額を「1負担金・寄附金」、「2補助交付金」及び「3その他」に区分して計上する。
- 2 「単独で行う補助交付金」は、「2補助交付金」のうち都道府県が単独で行ったものを各部門別に計上する。
- 3 「補助費等」の内訳は、次のとおりである。
 - (1) 「1負担金・寄附金」のうち負担金には、国に対するもの及び知事会に対するもの等都道府県（知事等）が構成員の地位で支出するもの等を計上する。
 - (2) 「2補助交付金」には、市町村、住民等に対して交付するものを計上する。
なお、選挙公営に係るものも計上する。
 - (3) 「3その他」には、上記の各項目に含まれないものを計上する。
なお、法適用の公営事業会計に対する負担金及び補助金は「3その他」に計上する。
- 4 「うち国民健康保険事業会計に対するもの」、「うち介護保険事業会計に対するもの」には、「決算額」のうち、市町村の各事業会計及び各事業を実施している一部事務組合に対する負担金等（補助事業及び単独事業）を計上する（市町村の普通会計を経由するものを除く。）。「うち後期高齢者医療事業会計（広域連合）に対するもの」には、「決算額」のうち、後期高齢者医療広域連合に対する負担金等（補助事業及び単独事業）を計上する（市町村の普通会計を経由するものを除く。）。

主な例としては、後期高齢者医療療養給付費負担金、介護保険給付費負担金等である。

19表：維持補修費及び公債費の状況

- 1 維持補修費については、13表：歳出内訳及び財源内訳の維持補修費の歳出合計に計上された決算額を「土木施設」、「建物」、「その他」に区分して計上する。
- 2 公債費については、次の点に留意すること。
 - (1) 「地方債元利償還金」は、37表：地方債現在高の状況の「令和4年度元利償還額計」の決算額と一致する。
 - (2) 「一時借入金利子」は、13表：歳出内訳及び財源内訳の「公債費の一般財源等」欄に計上された額から、37表：地方債現在高の状況の「令和4年度元利償還額の財源内訳、一般財源等」の決算額を差し引いた額と一致する。
 - (3) 「公債費計」の決算額は、13表：歳出内訳及び財源内訳の「公債費」の決算額と一致する。

19表：生活保護の状況

- 1 この表は、08表：歳出内訳及び財源内訳の「三民生費、4生活保護費」のうち扶助費の決算額を、「生活扶助費」、「医療扶助費」、「住宅扶助費」、「介護扶助費」、「その他」に区分して計上する。

50表：扶助費の内訳

- 1 この表は、「07表～13表：歳出内訳及び財源内訳」のうち、「四扶助費」及び「五補助費等、3市町村に対するもの、（うち市町村において扶助費に充当されるもののみ）」の決算額を補助、単独別、目的別に調査するものである。
- 2 「決算額④」には、「07表～13表：歳出内訳及び財源内訳」の「四扶助費」と「五補助費等、3市町村に対するもの」のうち、交付を受けた市町村において扶助費の財源として充当されるものとの合算額を計上する。
- 3 「④のうち市町村に交付するもの⑤」には、「07表～13表：歳出内訳及び財源内訳」の「五補助費等、3市町村に対するもの」のうち、交付を受けた市町村において扶助費の財源として充当されるものを計上する。
したがって、表側「合計」欄における「決算額④」から「④のうち市町村に交付するもの⑤」を控除した額は、「07表～13表：歳出内訳及び財源内訳」の各該当する目的別区分の「四扶助費」の額と一致するものである。
- 4 「補助事業」には、国庫からの補助を受けて実施する事業で、国庫補助基本額に見合う額を計上する。また、国庫補助基準を超えるいわゆるつぎ足し分は、「単独事業」に計上する。

20表：維持補修費及び受託事業費の目的別の状況

- 1 この表は、「07表～13表：歳出内訳及び財源内訳」のうち、維持補修費の目的別区分並びに他の都道府県又は市町村からの受託事業費の目的別区分及びその財源の一部を調査するものである。
- 2 目的別区分は、「21表～25表：投資経費の状況」の区分による。
- 3 「他の都道府県からの受託事業費」、「市町村からの受託事業費」には、普通建設事業費に係るもののみを計上する。受託事業費の「うち国費」には、他の都道府県又は市町村からの収入金のうちに含まれている国庫支出金の額を法令の規定に基づく補助負担率によって算出して計上する。

91表：職員給の状況

- 1 この表は、人件費のうち職員給（「任期の定めのない常勤職員」、「任期付職員」、「再任用職員」、「会計年度任用職員（フルタイム）」に係るもの）についてのみ入力する。したがって、「15表：性質別経費の状況」の表側「うち人件費(a)+(b)」表頭「決算額(A)」欄に計上された人件費のうちに含まれている職員給について入力する。
- 2 「本庁」には、地方自治法第4条に規定する事務所（都道府県庁）に勤務する職員について入力する。
- 3 「支庁・地方事務所等」には、地方自治法第155条に規定する支庁、地方事務所及び同法第156条に規定する保健所、労政事務所、福祉事務所、税務事務所、婦人相談所、児童相談所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、繭検定所、計量検定所等の行政機関のほか、東京事務所、農林事務所、土木事務所、教育事務所等出先機関に勤務する職員について入力する。
- 4 「施設関係職員分」には、地方自治法第244条に規定する公の施設及び試験研究機関等に勤務する職員について計上する。この場合、施設とはおおむね次のとおりである。

公会堂又は県民会館、産業会館等の各種会館、更生施設等の生活保護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の老人福祉施設、肢体不自由者更生施設、身体障害者更生施設等の身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、保育所、母子寮等の児童福祉施設、知的障害者援護施設、授産施設等の社会福祉法に基づく社会福祉施設、母子福祉センター等の母子福祉施設、火葬場、職業訓練施設、公園施設、大学、高等学校、小・中学校、幼稚

園、体育館、野球場、競技場等の体育施設、図書館、博物館、美術館、公民館等の社会教育施設、各種試験研究機関

なお、道路工夫及び清掃関係職員についても「施設関係職員分」に含める。

- 5 「事業費支弁職員給」には、**1 5 表：性質別経費の状況**の表側、「うち人件費(b)」表頭「決算額(A)」に計上された人件費のうちに含まれる職員給を計上する。したがって、本庁、支庁・地方事務所等、施設関係職員に係る事業費支弁の職員給もこの欄に入力する。

- 6 表頭の部門別区分は、**0 7 表～1 3 表：歳出内訳及び財源内訳**によるものである。ただし、総務関係と税務関係は分別してあるので注意すること。

したがって、各部門別「本庁」、「支庁・地方事務所等」と「施設関係職員分」の合算額は、**0 7 表～1 3 表 歳：出内訳及び財源内訳**における各項目ごとの「うち職員給」の額に一致する。

- 7 「消防関係」の欄には、消防本部、消防署及び消防団に勤務する職員に係る職員給を入力すること。

なお、消防本部に勤務する職員に係る職員給は「本庁」の欄に、その他の消防職員に係る職員給は「支庁・地方事務所等」の欄に入力すること。

2 1 表～2 5 表、8 4 表～8 6 表：投資的経費の状況

2 1 表～2 5 表：普通建設事業費の状況

- 1 本表は、**0 7 表～1 3 表：歳出内訳及び財源内訳**の該当項目の決算額についてその財源内訳を調査するものである。したがって、その各財源は、**0 7 表～1 3 表**各目的別の財源内訳の内書となる。

また**2 1 表、2 2 表：(1)補助事業費**のうち「④のうち補助基本額」欄には、国庫支出金の算定基礎となった事業費（国庫債務負担行為又は施越により事業を実施した場合にあっては、後年度交付分も含めた国庫支出金の額を算定基礎とした事業費）を計上する。なお、「決算額④」のうち、「④の内訳、補助金」欄には、当該都道府県において直接実施しないが、その最終使途が資本形成のための支出である場合は、補助費等を含めず、普通建設事業費に計上したものの額を計上する（P 2 6 (6) 参照）。

「⑥の内訳」について、「更新整備」欄には、建替え（移転、集約化、複合化等を行う場合も含む。）、道路の舗装打ち替え、下水管の更新等の既存の公共施設等の更新に要する経費だけでなく、既存の公共施設等に対する長寿命化改修や耐震改修、既存の公共施設等の新たな用途への転用等の維持・転用等に要する経費、既存の公共施設等の増床やバリアフリー改修、太陽光パネルの設置、既存の道路の拡張や歩道の設置、それらと同時に行う舗装打ち替え等の機能強化等に要する経費など、既存の公共施設等の維持管理・更新等に必要となる経費を、「新規整備」欄には、既存の公共施設等の建替えではない新たな公共施設等の建設、既存の公共施設等の別棟の増築、道路や下水管の新規区間の開設等の新規公共施設等を整備するための経費を、「用地取得」欄には、公共施設の建設等のための用地を取得するための経費を計上する。なお、「新規整備」、「用地取得」のいずれにも分類されない経費は「更新整備」欄に計上する。

- ※ 建替えに伴い必要となる既存の公共施設等の除却に必要な経費や転用に伴い行われる既存の公共施設等除却に必要な経費については、当該建替えや転用に必要経費と合わせて、「更新整備」欄に計上する。

なお、「更新整備」や「新規整備」に分類される事業に伴う公共施設等の除却に必要な経費については普通建設事業費に計上するが、新規事業に伴わない既存の公共施設等の単なる除却に必要な経費については普通建設事業費に計上せず、物件費に計上する。

- 2 「1 総務費」の「うち庁舎等」には、本庁舎、支庁、地方事務所等の公用財産及びこれに附属する建物の建設、施設整備に要した経費を計上する。

- 3 「2 民生費」の「うち保育所」には、児童福祉法第39条に規定する保育所のほか、へき地保育所及び季節的な保育所の建設、施設整備に要した経費を計上する。
- 4 「5 農林水産業費」の「(5)漁港」には、漁港区域内の海岸保全施設の建設、施設整備に要した経費は含まれない。
- 5 「(6)農業農村整備」には、土地改良事業、干拓事業、開墾事業及び草地改良事業の建設、施設整備に要した経費を計上し、農業構造改善事業に係る経費は「(8)その他」に計上する。
- 6 「(7)海岸保全」には、**09表**農地費及び水産業費のうちに含まれている海岸保全施設の建設、施設整備に要した経費を計上する。
- 7 「6 商工費」の「うち国立公園等」には、国立公園、国定公園及び温泉法に基づいて指定された保養温泉地、都道府県立自然公園等の内において行う建設、施設整備に要した経費を計上する。
- 8 「うち観光」には、自然公園の施設整備（都市公園法に基づくものは、「7 土木費」の「(7)都市計画」、「うち公園」に計上する。）以外の観光のための施設整備に要した経費を計上する。
- 9 「7 土木費」の単独事業に係る「(3)河川」には、河川等整備事業として行われる水質浄化事業を含める。
- 10 「7 土木費」の補助事業費及び単独事業費に係る「(5)海岸保全」には、**10表**の河川海岸費及び港湾費のうちに含まれている海岸保全施設の建設、施設整備に要した経費を計上する。
- したがって、「(6)港湾」には、海岸保全施設に要した経費は含まない。
- なお、国直轄事業負担金、同級他団体施行事業負担金、受託事業に係る「(2)河川海岸」及び「(3)港湾」は**10表**の目的別区分と同一である。
- 11 「(7)都市計画」「うち公園」には、都市公園法の規定による都市計画区域内の公園（街区公園を含む。）のほか、地方自治法の規定により公の施設として条例に定めた公園の建設、施設整備に要した経費を計上する。
- 12 「財源内訳」についてと**07表～13表**同様の計上方法によるものであり（P30「4 財源内訳」参照）、したがって、財源の△（マイナス）計上は行わない。

84表～86表：用地取得費の状況

- 1 この表は、**07表～13表：歳出内訳及び財源内訳**各目的別の普通建設事業費のうち用地取得に要した経費及びその財源内訳を補助事業費、単独事業費、合計に区分し、調査するものである。
- なお、「4 農林水産業関係」の「(1)農業関係」には、農業費に係る用地取得費等のほか、農地費及び畜産業費に係るものを含める。
- 2 「決算額④」には、土地及びこれに附属する石垣、暗渠等の購入に要した経費及び用地を取得するために要した移転等の補償、賠償費も含めて計上する（先行取得分を含む。）。
- 3 「決算額④のうち補償費」には、用地取得費に含まれている用地を取得するために要した移転等の補償、賠償費を計上する。
- 4 補償費については、あくまで用地取得費に係るものを計上するものであり、等価交換又は代替地の提供等、用地取得費として支出していないものに係る補償費は、**84表～86表**には含まない。
- 5 「取得用地面積」には、支出の有無に関係なく、当該年度に取得した土地の面積を計上する。
- 6 国直轄事業負担金のうち、用地取得費に係る額については、本表には計上しない。
- 7 「決算額④に係る取得用地面積」には、当該年度決算に係る取得用地面積を計上する。したがって、債務負担行為による取得用地面積は、当該年度決算額に係る分のみ計上される。
- 8 「取得用地面積」については、小数点以下を四捨五入のうえ、整数で計上する。

29表～30表：公営企業等に対する繰出し等の状況

29表：法非適用事業分

- 1 この表は、普通会計から法非適用の公営事業会計へ繰出したもの及び法非適用公営事業会計から普通会計へ繰入れたものの状況を、本作成要領「第一、二、2 公営事業会計」の会計区分ごとに調査するものである。
- 2 「繰出金」には、普通会計の繰出金決算額（公営事業会計に係る一部事務組合に対する負担金を含む。）を、「繰入金」には、普通会計の繰入金決算額（収益事業会計からの収益金の繰入を除く。）及び公営事業会計に係る一部事務組合からの配分金を計上する。
- 3 「1 運転資金繰出」には、公営事業会計の資金繰りの必要上、その運転資金に充てるため普通会計から繰出したものを計上する。
- 4 「2 事務費繰出」には、公営事業会計の経常経費を賄うために、普通会計から繰出したものを計上する。
- 5 「3 建設費繰出」には、公営事業会計における建設事業費の財源として普通会計から繰出したものを計上する。
- 6 「4 公債費財源繰出」には、公営事業会計における公債費の財源として、普通会計から繰出したものを計上する。
- 7 「5 赤字補填財源繰出」には、公営事業会計における赤字を解消するために普通会計から繰出したものを計上する。
- 8 「繰入金」中、「1 借入金的繰入」には、普通会計の資金繰りの必要上、その資金に充てるため公営事業会計から借り入れたもので将来返済の義務を負うものについて計上する。
- 9 「6 その他繰出」及び「2 その他繰入」には、例えば、純計を行った際の普通会計と公営事業会計との調整で、その両会計間の負担金の差額を繰出金及び繰入金として取り扱った場合、この繰出金及び繰入金は、それぞれ、「6 その他繰出」及び「2 その他繰入」に計上する。
- 10 「5 基金」の「繰出金」には、「定額の資金の運用を目的とする基金」への繰出額を、「繰入金」には、「定額の資金の運用を目的とする基金」からの繰入額及び財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金等の積立金取崩し額を計上する。
- 11 「うち人件費財源繰出」には、公営事業会計における人件費の財源として、普通会計から繰出したものを計上する。

30表：法適用事業分

- 1 この表は、普通会計から法適用の公営事業会計に対する負担金、補助金、出資金及び貸付金等の状況について調査するものである。
- 2 「1 負担金」、「2 補助金」、「3 出資金」及び「4 貸付金」には、地方公営企業法第17条の2から同法第18条の2までの規定に基づき普通会計から法適用の公営事業会計に支出したものを計上する。
なお、公営企業会計からの借入金に対する償還金は「2 補助金」に計上し、「1 負担金」については、同法第17条の2の規定に基づき負担した額（物件費等で支出したものを含む。）のうち、「出資金」及び「貸付金」以外のものについて計上する。
- 3 「繰入金」には、法適用の公営企業等の会計から普通会計に繰入れるものについて一括計上する（収益事業会計からの収益金の繰入れを除く。P 16の7参照。）。
- 4 「④の内訳」及び「繰入金の内訳」については、「その1 法非適用事業分」の要領による。

- 5 「うち人件費財源繰出」には、公営事業会計における人件費の財源として、普通会計から繰出したものを計上する。

3 1 表：基金の状況

- 1 この表は、積立基金及び定額運用基金の現在高の状況を調査するものである。
- 2 「歳出決算額」には、歳出予算により積み立てたものを、また、「歳計剰余金処分によるもの」には、地方自治法第233条の2ただし書の規定により歳計剰余金の処分として令和n年度に積み立てたものを、それぞれ計上する。
- 3 「管理状況」には、「令和5年度末現在高」について、その管理状況を計上する。この場合「2 信託」には、投資信託及び貸付信託を含む。また、「3 有価証券」及び「5 土地」には、取得価格を入力する。
- 4 「調整額」には、基金の設置目的を変更（条例改正）したために、基金の区分ごとの額に増減を生じた場合、基金を有価証券によって管理しており、令和n年度中にその処分を行ったところ取得価格と処分による価額に差異を生じた場合等に計上する。
なお、減少する場合は、負数（マイナスを付して入力）として計上する。
- 5 「令和4年度末現在高」の数値は、必ず前年度報告済の数値を計上する。なお、当該数値を変更する必要がある場合には「調整額」の欄で処理する。
- 6 積立基金合計（1～3）の「取崩し額◎」と定額運用基金合計（1～2）の「繰出金◎」との合計額は、2 9 表：公営企業（法非適）に対する繰出し等の状況における「5 基金」の「2 その他繰入」欄に計上された金額となる。
- 7 「その2 定額運用基金現在高の状況」における令和n年度歳出決算額の合計（1～2）は、普通会計において用地取得するため、土地開発基金から借り入れた資金を償還する場合等を除き、2 9 表：公営企業（法非適）に対する繰出し等の状況における「5 基金」の「繰出金合計（1～6）」欄に計上された金額と一致する。
- 8 満期一括償還地方債の償還財源に充てるため、減債基金に積み立てた額は「公債費」として計上し、3 1 表には計上しない。

3 3 表～3 4 表：投資及び出資金、貸付金の状況

- 1 この表は、歳入歳出予算によるもののほか基金の運用によるものについても調査するものであり、それぞれ別表に計上する。
- 2 公社・協会等とは、都道府県又は市町村が設立又は運営に関与し、土地造成、住宅建設、道路、港湾整備等の産業経済又は交通運輸に関する建設事業を営み、又はこれらの事業の振興を図ることを目的とした法人（特例民法法人であると営利法人であることを問わない。）をいう。
- 3 「令和4年度末残高㊸」の数値は、必ず前年度報告済の数値を計上する。
なお、当該数値を変更する必要がある場合には、「調整額㊹」の欄で処理する。
- 4 時効等による債権消滅等に係る額で残高から控除すべき額は、「調整額㊹」欄に負数（マイナスを付して入力）として計上する。

3 3 表：投資及び出資金の状況

本表には、財団法人に対する寄附行為は出資とみなして含める。また、土地建物等の現物出資で決算上表示されないものは除く。

34表：貸付金の状況

- 1 本表は、貸付目的に応じた歳出決算額について、貸付先別及び貸付期間の長短の区分内訳を調査するものである。
- 2 「1 転貸債に係るもの」には、都道府県が他へ転貸するために起こした地方債で、年金積立金還元融資によるもの及び特別転貸債として許可されたものを計上する。
- 3 「うち預託金に係るもの」の「決算額」には、予算を通じて金融機関に預託した額を計上し、「当該金融機関の貸付額」には、当該金融機関が令和n年度中にその預託目的にそって関係者に対して貸し付けた延べ額を入力する。なお、信用保証協会等を通じて預託したものの貸付先別は「その他」に計上する。
「市町村に対するもの」には、普通会計を通して市町村の普通会計に貸し付けたものを計上する。

36表：資金収支の状況

- 1 この表は、普通会計の資金収支について、令和n年4月から令和(n+1)年5月までの収支の状況を各四半期別に調査するものである。
- 2 「収入」には、前年度からの繰越金及び当該年度の歳入不足額に充てた翌年度歳入繰上充用金は含めない。
- 3 「支出」には、現金支払額のみ計上し、前年度歳入繰上充用金は含めない。
- 4 「上記のうち普通会計内の会計間繰入れ」には、純計の際控除された普通会計に属する各会計（一般会計を含む。）から普通会計に属する他の会計（一般会計を含む。）に繰り入れられた額（統計の際控除される。）を計上する。
- 5 「歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金」には、決算に含まれないもので、歳計現金の流用として貸し出した現金の回収金及び公営事業会計からの資金繰りのための借入額を計上する。
- 6 地方消費税については、清算前の額を「1 地方税」に計上する。また、地方消費税清算金については、他の都道府県から支払いを受けた額と他の都道府県に支払った額を相殺して得た額を都道府県ごとに算出し、それらを収入及び支出に区分して積み上げた額を、それぞれ「2 地方消費税清算金」、「③のうち地方消費税清算金」に計上する。
- 7 「一時借入金等借入額」には、財調資金借入（歳入歳出外現金、政府資金及び金融機関からの借入金を含む。）を計上する。
- 8 「上記のうち普通会計内の会計間繰出金」には、普通会計に属する各会計（一般会計を含む。）から普通会計に属する他の会計（一般会計を含む。）への繰出金（純計の際に控除される。）を計上する。
なお、この額は、「普通会計内の会計間繰入金」と各四半期とも突合する。
- 9 「令和4年度又は令和6年度に係る収支」には、令和(n-1)年度及び令和(n+1)年度に属する収入又は支出（一時借入金等を含む。）のみを表頭第1・四半期及び出納整理期にそれぞれ計上する。
なお、第1・四半期の収入、支出額は、前年度において報告済の出納整理期（令和n年4月、5月）の収入（13行5列）、支出額（20行5列）と一致する。ただし、前年度に報告した数値に誤りがあった場合には、正しい数値を計上する。
- 10 「財政融資資金・旧郵政公社資金」には、財政融資資金特別会計及び旧日本郵政公社（旧郵便貯金資金及び旧簡易生命保険資金）から借入れたものを計上する。なお、財政融資資金特別会計については、旧資金運用部からの借入れを、旧郵便貯金資金については、旧郵便貯金特別会計からの借入れを、旧簡易生命保険資金については旧簡易生命保険特別会計からの借入れを含むものである。

37表：地方債現在高の状況

- 1 この調査表は、普通会計に係る地方債の現在高等の状況を調査するものであり、また、交付公債及び枠外債はそれぞれの項目に分別して計上することとなっているので注意すること。

なお、昭和60年度以前に発行された農業集落排水施設の整備に充てられた地方債は、本調査の対象となるので注意すること。

- 2 「1 公共事業等債」には、補助事業に係る地方負担額に係るもの及び国の直轄事業による負担金に係るもの並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う農業農村整備事業及び林道事業の法令に基づく負担金に係るものを計上する。（ただし、他の事業債の対象となるものを除く。）また、平成23年度までに一般公共事業債として同意、許可を受けたものも本欄に計上する。

なお、「うち財源対策債等」には、平成6～20年度における地方財源の不足額及び平成5年度における公共事業等の国庫補助負担率の恒久化に伴う平成6～13年度地方財政への影響額に対処するため臨時的に対象事業が拡大された地方債（臨時拡大分）について計上する。昭和62年度、平成6～令和n年度に財源不足対策として発行された地方債は「18 財源対策債」に計上する。

- 3 「2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和3年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）に基づく補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに5か年加速化対策に基づく独立行政法人水資源機構の行う農業農村整備事業に係る法令に基づく負担金を対象とするものとする（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づく補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金で、国において繰り越された事業に係るものを含む。）。

- 4 「3 公営住宅建設事業債」には、公営住宅法に基づく公営住宅建設事業（災害復旧事業に係るものを除き、用地取得事業に係るものを含む。）及び住宅地区改良法に基づく住宅地区改良事業に係るもの等を計上する。

(1) 「うち復旧・復興事業分」には、地方債計画（東日本大震災復旧・復興事業）に基づいて発行したものを計上する。

(2) 「うち（旧）緊急防災・減災事業分」には、地方債計画（緊急防災・減災事業）に基づくものであって、平成24年度以前に同意等を受けたものを計上する。

- 5 「4 災害復旧事業債」には、降雨、暴風、洪水、高潮、津波、地震その他の異常な天災現象により被害を受けた施設及び火災により焼失した公用、公共用の建物を原形復旧するための事業に係るものを計上する。

(1) 「(1) 単独災害復旧事業債」には、「(2) 補助災害復旧事業債」以外のものを計上し、次に掲げるものを含めて計上する。

ア 小災害債（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づいて同意又は許可された公共土木等の小災害債又は農地等の小災害債）

イ 歳入欠かん等債（災害を受けたことにより、地方税、使用料等の減免に伴う財政収入の不足及び災害対策に要する経費に充てるため災害対策基本法及び災害特例法により発行されたもの）

ウ 火災復旧事業債（火災によって焼失した公用又は公共用の施設の復旧事業に係るもの）

(2) 「(2) 補助災害復旧事業債」には、次に掲げる災害復旧事業に係るものを計上する。

ア 直轄災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に基づき国がその事業費の一部を負担する災害復旧事業

ウ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条に基づき国がその経費を補助する災害復旧事業

エ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条に基づき国がその経費の一部を負担する災害復旧事業

オ 公営住宅法第8条第3項に基づき国がその費用の一部を補助する災害復旧事業

カ 国庫補助の対象となる都市災害復旧事業

キ その他立法措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業（(1)のイを除く。）

ク その他特別の予算措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業及びイ〜キまでに準ずるもの

6 「5（旧）緊急防災・減災事業債」には、平成24年度以前の地方債計画に基づいて発行された緊急防災・減災事業債を計上する。

(1) 「(1)補助・直轄」には、平成23年度一般会計補正予算により追加された全国防災対策費に係る事業及び平成24年度東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業（公営住宅建設事業及び公営企業会計負担分を除く。）を計上する。

(2) 「(2)継ぎ足し単独事業」には、緊急防災・減災事業（補助）に伴って実施する地方単独事業に係るものを計上する。

(3) 「(3)緊急防災・減災事業計画に基づく単独事業」には、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）の公布日（平成23年12月2日）以降に地方公共団体の予算に計上された緊急防災・減災事業計画に基づき実施する事業で、以下に係るものを計上する。

ア 防災拠点施設

イ 防災資機材等備蓄施設

ウ 非常用電源

エ 拠点避難地

オ 津波避難タワー

カ 避難路

キ 避難所において防災機能を強化するための施設

ク 防災行政無線のデジタル化

ケ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

コ 地域防災計画上の避難所とされている公共施設又は公用施設の耐震化

サ 不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化

シ 消防救急無線のデジタル化

ス 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設の耐震化

セ 津波浸水区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設又は公用施設の移転

7 「6全国防災事業債」には、平成25年度から平成27年度までの地方債計画に基づいて発行された全国防災事業債を計上する。

8 「7教育・福祉施設等整備事業債」の内訳として次に掲げるものを計上する。

(1) 「(1)学校教育施設等整備事業債」には、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条第1項に規定する施設、学校施設環境改善交付金を受けて実施する学校教育施設等並びにこれらのほか国

庫補助を受けて実施する学校教育施設等及び単独事業として行う学校教育施設等の整備事業に係るものを計上する。

- (2) 「(2)社会福祉施設整備事業債」には、老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設（他の事業債で同意又は許可されたものを除く。）及びこれに準ずる施設として通知により設置運営が定められている施設の整備事業に係るものを計上する。
- (3) 「(3)一般廃棄物処理事業債」には、し尿処理施設、ごみ処理施設及び清掃運搬施設等整備事業に係るものを計上する。
- (4) 「(4)一般補助施設整備等事業債」には、次に掲げる事業を計上する。

ア 原則として、国庫補助金を伴う事業のうち次に掲げる事業

- (ア) 原子力発電施設等立地地域振興特別事業
- (イ) 甘未資源作物・砂糖製造業緊急支援事業
- (ウ) 沖縄振興特別推進交付金事業
- (エ) 沖縄離島活性化推進事業
- (オ) 沖縄製糖業体制強化対策整備事業
- (カ) 沖縄振興特定事業推進事業
- (キ) 沖縄北部連携促進特別振興事業
- (ク) 奄美群島振興交付金事業（農業創出緊急支援事業に限る。）
- (ケ) 未買収道路用地取得事業（沖縄県に限る。）
- (コ) 防災集団移転事業
- (サ) 豪雪対策整備事業
- (シ) 認定こども園整備事業（他の事業区分に属する事業の対象となるものは除く。）
- (ス) 児童相談所一時保護施設整備事業
- (セ) 有明海・八代海等再生事業

- (ソ) 地震対策緊急整備事業等
- (タ) 活動火山対策避難施設整備事業
- (チ) 住宅資金等貸付事業
- (ツ) 庁舎整備事業
- (テ) 特定地域再生事業（公共施設又は公用施設の除却事業に限る。）
- (ト) 特定間伐等促進対策事業
- (ナ) まち・ひと・しごと創生交付金事業(地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第1号イ及び第13条の規定に基づく交付金事業)
- (ニ) 地方大学・地域産業創生事業
- (ヌ) 文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業、重要文化財等防災施設整備事業及び史跡等購入事業に限る。）
- (ネ) アイヌ政策推進交付金事業
- (ノ) 地域公共交通再構築事業（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第2条第9号に規定する鉄道事業再構築事業に係るものに限る。）

イ 国庫補助金を伴う出資金・貸付金（チッソ分）

ウ 特別転貸債

「うち転貸債」には、市町村が公社等へ転貸するためにおこした地方債で、年金積立金還元融資によるもの及び特別転貸債として発行された地方債を計上する。

(5) 「(5)施設整備事業債（一般財源化分）」には、三位一体の改革に伴い、平成17年度及び平成18年度に廃止・税源移譲された施設整備費補助金等に係るものを計上する。

9 「8一般単独事業債」の内訳として次に掲げるものを計上する。

(1) 「うち地域総合整備事業債」には、新広域市町村圏計画等に基づき、計画的に行う公共施設の整備事業、その他の施設の整備に資する事業等で、平成13年度以前に実施した分に係るものを計上する。

(2) 「うち旧地域総合整備事業債（継続事業分）」には、平成13年度までに既に着手した事業であって、平成15年度までに起債の許可を受けて開始した事業に係るものを計上する。

(3) 「うち地域活性化事業債」には、地域の活性化に向けた喫緊の政策課題である地域経済循環の創造、人材力の活性化、地域の歴史文化資産の活用、いのちと生活を守る安心の確保、地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり、連携中枢都市圏構想の推進、定住自立圏構想の推進、ホストタウンの取組の推進、合併の円滑化、少子・高齢化対策、地域資源活用促進、都市再生、情報通信基盤整備、公共施設等の転用を行う事業等に係るものを計上する。

なお、「(1)転用事業分」には、既存の公共施設等の転用に係るものを計上する。

(4) 「うち防災対策事業債」には、単独事業として行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災基盤の整備事業、公共施設等の耐震化事業及び自然災害を未然に防止するために行う事業に係るものを計上する。

(5) 「うち旧合併特例事業債」には、平成21年度以前の合併特例事業債を含み、「旧市町村合併特例事業債」（旧法分）と「旧市町村合併推進事業債」（旧法分・改正前現行法分）を合わせて計上する。

(6) 「うち地方道路等整備事業債」には、単独事業として行う道路、農道及び林道の整備事業に係るものを計上する。

(7) 「うち一般事業債（河川等分）」には、単独事業として行う河川管理施設、砂防施設、治山治水事業、水質浄化事業及び都市下水路の整備事業に係るものを計上する。

(8) 「うち一般事業債（臨時高等学校改築等分）」には、高等学校の老朽施設の改築事業（施設の移転による改築の事業を含む。）に係るものを計上する。

(9) 「うち一般事業債（被災施設復旧関連事業分）」には、東日本大震災により被災した公共・公用施設のうち、庁舎などの建築基準法に定める建築物とおおむね一致する施設を地方単独事業により建て替える場合に、被害区分が全壊・半壊又は一部損壊の場合で、原形復旧（相当）部分を超える部分について対処するために発行された地方債について計上する。

(10) 「うち一般事業債（除却事業分）」には、公共施設等総合管理計画に基づく除却事業のために発行された地方債について計上する。

(11) 「うち地域再生事業債」には、地方単独事業の事業量について一定の要件を満たす地方公共団体が行う当該事業に対処するために発行された地方債について計上する。

(12) 「うち日本新生緊急基盤整備事業債」には、単独事業として行うIT革命推進のための基盤整備、少子・高齢化、教育・青少年育成、環境対応、技術開発・振興、景観・都市環境整備の各分野に係るものを計上する。

- (13) 「うち臨時経済対策事業債」には、前年度を上回って地方単独事業量の確保を図る等の場合に、その上回る事業量に対処するために発行された地方債について計上する。
- (14) 「うち復旧・復興事業分」には、地方債計画（東日本大震災復旧・復興事業）に基づいて発行したものを計上する。
- (15) 「うち（新）緊急防災・減災事業債」には、平成２５年度以降の地方債計画（通常収支分）に基づいて発行された緊急防災・減災事業債を計上する。
- (16) 「うち公共施設最適化事業債」には、平成２８年度以前の地方債計画に基づいて発行された公共施設最適化事業債を計上する。
- (17) 「うち公共施設等適正管理推進事業債」には、平成２９年度以降の地方債計画に基づいて発行された公共施設等適正管理推進事業債を計上する。
- ア 「(1)集約化・複合化事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる集約化事業及び複合化事業のために発行された地方債を計上する。
- イ 「(2)長寿命化（公共用建築物）事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共用建物の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。
- ウ 「(3)長寿命化（社会基盤施設）事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる社会基盤施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。
- （ア） 「(ア)道路分」には、「(3)長寿命化（社会基盤施設）事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる道路の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。
- （イ） 「(イ)河川管理施設分」には、「(3)長寿命化（社会基盤施設）事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる河川管理施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。
- （ウ） 「(ウ)砂防関係施設分」には、「(3)長寿命化（社会基盤施設）事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる砂防関係施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。
- （エ） 「(エ)海岸保全施設分」には、「(3)長寿命化（社会基盤施設）事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる海岸保全施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。
- （オ） 「(オ)港湾施設分」には、「(3)長寿命化（社会基盤施設）事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる港湾施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。
- （カ） 「(カ)都市公園施設分」には、「(3)長寿命化（社会基盤施設）事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる都市公園施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。
- （キ） 「(キ)空港施設分」には、「(3)長寿命化（社会基盤施設）事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる空港施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。
- （ク） 「(ク)治山施設分」には、「(3)長寿命化（社会基盤施設）事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる治山施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。
- （ケ） 「(ケ)林道分」には、「(3)長寿命化（社会基盤施設）事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる林道の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。
- （コ） 「(コ)漁港施設分」には、「(3)長寿命化（社会基盤施設）事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる漁港施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。
- （サ） 「(サ)農業水利施設分」には、「(3)長寿命化（社会基盤施設）事業分」のうち、公共施設等総合管

理計画に基づいて行われる農業水利施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

(シ) 「(シ)農道分」には、「(3)長寿命化（社会基盤施設）事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる農道の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

(ス) 「(ス)地すべり防止施設分」には、「(3)長寿命化（社会基盤施設）事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる地すべり防止施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

エ 「(4)転用事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる転用事業のために発行された地方債を計上する。

オ 「(5)立地適正化事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる立地適正化事業のために発行された地方債を計上する。

カ 「(6)ユニバーサルデザイン化事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるユニバーサルデザイン化事業のために発行された地方債を計上する」

キ 「(7)脱炭素化事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる脱炭素化事業のために発行された地方債を計上する。

ク 「(8)除却事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる除却事業のために発行された地方債を計上する。

(18) 「うち緊急自然災害防止対策事業債」には、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するために行う事業に基づいて発行された地方債を計上する。

(19) 「うち緊急浚渫推進事業債」には、地方単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施するために行う事業に基づいて発行された地方債を計上する。

(20) 「うち脱炭素化推進事業債」には、地方単独事業として地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施するために行う事業に基づいて発行された地方債を計上する。

1 0 「9首都圏等整備事業債」には、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第3条第1項又は新産業都市建設促進法等を廃止する法律附則第4条の規定によりなおその効力を有することとされる旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する事業で平成12年度末までに着手された事業に係るもの（平成元年度～平成12年度において発行された新産業都市等建設事業債のうち、地域財政特例対策分は除く。）を計上する。

1 1 「10公共用地先行取得等事業債」には、公共事業等を効率的に執行し、又は国土の利用を総合的かつ計画的に推進するために行う用地の先行取得事業等に係るものを計上する。

1 2 「11行政改革推進債」には、自主的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設の整備事業等について、行政改革の取り組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲内で発行された地方債を計上する。

1 3 「12厚生福祉施設整備事業債」には、特別地方債として許可された厚生福祉施設（保護施設、身体障害者厚生援護施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設、母子福祉施設、老人福祉施設、会館、火葬場、体育施設等）整備事業に係るものを計上し、公営企業として経理する宿泊休養施設に係るものを除く。

1 4 「13地域財政特例対策債」には、「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律」等による特定地域に係る嵩上げ補助等の縮減額について発行

された地方債（平成元年度～平成12年度において発行された新産業都市等建設事業債のうち、地域財政特例対策分を含む。）を計上する。

- 15 「14退職手当債（～平成17年度分）」には、平成17年度までに発行を許可されたものを計上する。
- 16 「15退職手当債（平成18年度分～）」には、地方財政法附則第33条の5の5の規定により、発行を許可されたものを計上する。
- 17 「16国の予算貸付・政府関係機関貸付債」には、中小企業高度化資金貸付金、災害援護資金貸付金、都市開発資金貸付金及び日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）資金貸付金等の貸付に必要な国の予算又は政府関係機関等からの貸付金で普通会計に係るものを計上する。
- 18 「17地域改善対策特定事業債」には、地域改善対策特定事業債として許可されたもの（地域改善対策事業債及び同和対策事業債として許可されたものを含む。）を計上し、「うち法第5条によるもの」には、これらの事業債のうち、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第5条の規定に基づく総務大臣指定分（旧地域改善対策特別措置法第5条及び旧同和対策特別措置法第10条の規定に基づく総務大臣指定分も含む。）を計上する。
- 19 「18財源対策債」には、昭和62年度、平成6年度～令和n年度に財源不足対策として発行された地方債（いわゆる充当率引上げ分のみ）を計上する。
- 20 「19減収補填債（昭和61・平成5～7・9～30・令和1～5年度分）」には、61年度、平成5年度～7年度、9年度～令和5年度の地方税の減収を補填するために発行された地方債のうち、地方財政法5条の規定により発行された地方債を計上する。
- 下欄の「うち令和2年度追加税目分」には、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、市町村たばこ税都道府県交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額に比してそれぞれ実際の税収見込額が下回る額の範囲内の額を対象とし、令和2年度に発行された地方債を計上する。
- 21 「20臨時財政特例債」には、昭和60年度～平成8年度に発行された臨時財政特例債を計上する。
- 22 「21公共事業等臨時特例債」には、「国の補助金等の整理及び合理化に関する法律」による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化に伴う国庫補助負担金等の減少相当額について平成5年度に許可されたものを計上する。
- 23 「22減税補填債」には、平成6～8年度、10～18年度の個人住民税等に係る税制改正に伴う地方公共団体の減収額を埋めるために地方財政法第5条の特例として発行された地方債を計上する。
- 24 「23臨時税収補填債」には、平成9年度における地方消費税の未平年化による影響を補填するため、許可された地方債を計上する。
- 25 「24臨時財政対策債」には、平成13～令和n年度における適正な財政運営を行うにつき、必要とされる財源に充てるため、地方財政法附則第33条の5の2の規定により発行された地方債を計上する。
- 26 「25調整債（昭和60～63年度分）」には、昭和60年度～63年度に発行された調整債を計上する。なお、平成元年度～平成30年度分については「27その他」に計上すること。
- また、「26調整債（令和1～5年度分）」には、令和元年度～5年度に発行された調整債を計上すること。
- 27 「27減収補填債特例分（平成14・19～30・令和1～5年度分）」には、平成14・19～令和5年度に地方税の減収補填のための地方債のうち地方財政法附則第33条の5の3及び第33条の5の13の規定により発行された地方債を計上する。

下欄の「うち令和2年度追加税目分」には、地方財政法附則第33条の5の13の規定により、令和2年度

に発行された地方債を計上する。

- 28 「29 特別減収対策債」には、減収補填債対象税目以外の税目や使用料・手数料の減収及び減免に対応するために発行された地方債を計上する。
- 29 合計欄の「うち財源対策債等」には、「1 公共事業等債」の「うち財源対策債等」と「18 財源対策債」の数値の合計を計上すること。また、「うち減収補填債」には、昭和60年度～61年度及び平成3年度～令和5年度の地方税の減収を補填するために発行された地方債を計上する。
- 30 「他要因による変動」には、満括基金にこれまで積立えていた額の変動について、以下により計上すること。
- (1) 「令和4年度末現在高」には、前年度末までの取崩し及び積立ての変動の状態を計上する。
 - (2) 「調整額◎」には、当該年度における取崩し額を計上する。
 - (3) 「元金」には、当該年度において積み戻した額を計上する。
 - (4) 「令和5年度末現在高」には、(1)に(2)を加え、(3)を差し引いた額を計上する。
- 31 「令和4年度末現在高」には、前年度報告した額を計上する。ただし、当該数値を変更する必要がある場合は、「調整額◎」の欄で処理する。
- 32 「令和5年度元利償還額」には、満期一括償還に備えた減債基金の積立額も算入する。
- ア 額面より低い価格で発行された公募債等に係る差額は元利償還金（利子）に含めて計上する。
- イ 額面より高い価格で発行された公募債等に係る差額は元利償還金（利子）から控除する。
- 33 「⑥の財源内訳」の欄中、「特定財源」には転貸債に係る回収金、農地及び公共土木施設等小災害債元利補給金、地方債を財源として充てた事業からの収入金（公営住宅使用料、出資に対する配当金等）等を計上する。
- 34 「(参考) 満期一括償還地方債に係る減債基金積立額を償還額に含めない場合の現在高」には、「令和4年度元利償還額」で算入した満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額を償還額に含めない場合の地方債残高（実際の残高）を計上する。
- 35 「令和4年度末財源対策債現在高」には、昭和62年度、平成6年度～令和5年度に財源不足対策として発行された地方債の令和n年度末現在高を計上する。したがって、表頭「令和5年度末財源対策債現在高」、表側「合計（1～30）」の数値は、表頭「差引現在高⑦」、表側「18 財源対策債」の数値と一致する。
- 36 「⑥の借入先別内訳」の欄中、「財政融資資金・旧郵政公社資金」には、財政融資資金特別会計及び旧日本郵政公社（旧郵便貯金資金及び旧簡易生命保険資金）から借入れたものを計上する。なお、財政融資資金特別会計については、旧資金運用部からの借入れを、旧郵便貯金資金については、旧郵便貯金特別会計からの借入れを、旧簡易生命保険資金については旧簡易生命保険特別会計からの借入れを含むものである。
- なお、この「合計（1～30）」の額は、**39表：借入先別及び利率別現在高の状況**の「1 財政融資資金の差引現在高」と「2 旧郵政公社資金の差引現在高」の合計と一致する。
- 37 減収補填債（昭和61年度分、平成5～7年度分、平成9～令和5年度分を除く。）及び財政の健全化措置に伴う所要額に係る地方債（財政健全化債）は、事業目的（許可された地方債の区分）別に計上する。

39表：借入先別及び利率別現在高の状況

- 1 「うち旧還元融資資金」には、年金積立金還元融資について計上する。
- 2 「4国の予算貸付、政府関係機関貸付」の範囲は**37表：現在高の状況**の「16」の項を参照。
- 3 「6市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。
- 4 「7その他の金融機関」とは、信託銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付けを業とする者で「市中銀行」以外のものをいう。

- 5 「9 保険会社等」には、損害保険協会及び生命保険協会を含めるものである。
- 6 「10 交付公債」には、用地買収費、補償費等に係るものを計上する。
- 7 「11 市場公募債」には、市場で公募して資金調達している地方債（住民参加型市場公募債を含む。）について計上する。なお、「(10) その他」については、「(1) 個別発行債10年債」～「(9) 外国債」以外のものを計上する。
- 8 「12 共済等」には、各種共済組合（恩給組合、その他都道府県が関係している各種機関を含む。）積立金から、その運用として、資金の融資を受けたものを計上する。
- 9 「14 その他」には、一般住民や特定の会社等から資金の融通を受けたものを計上する。
- 10 「証書借入分」には、「証券発行分」に該当するもの以外のものについて計上する。
- 11 「証券発行分」には、地方財政法第5条の5の規定により発行した地方債を計上する。
- 12 「令和4年度末現在高」には、前年度報告した額を計上する。ただし、当該数値を変更する必要がある場合は、「調整額◎」の欄で処理する。

40表：地方債の年度別償還状況

- 1 この表は、令和n年度末における地方債現在高について、令和(n+1)年～(n+11)年度までの各年度の償還状況を調査するものである。なお、40表においても借換債は含まない。
- 2 「借入先」については39表：借入先別及び利率別現在高の状況の要領によること。
- 3 「財源対策債等（広義）」には、財源対策債、減収補填債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、調整債（昭和60～63年度分）、調整債（令和元～5年度分）、財源対策債等、減税補填債、臨時税収補填債及び臨時財政対策債について計上すること。
- 4 「うち復旧・復興事業分」には、地方債計画（東日本大震災復旧・復興事業）に基づいて発行したものを、それぞれ計上する。
- 5 「うち全国防災事業分」には、地方債計画（緊急防災・減災事業）に基づくものであって、平成24年度以前に同意等を受けたものと、地方債計画（全国防災事業）に基づくものであって、平成25年度から平成27年度までに同意等を受けたものを、それぞれ計上する。

93表：一時借入金状況

- 1 この表は、地方自治法第235条の3に基づく一時借入金について、普通会計及び公営企業会計を除く公営事業会計に区分し、調査するものである。
- 2 「その1（普通会計の合計）」には、普通会計に属する一般会計及び特別会計の合計額を計上し、「その2（公営企業を除く公営事業会計）」には、公営企業会計に属する会計以外の公営事業会計の合計額を計上する。
- 3 「月末残高」欄には、各会計年度別に各月ごとに一時借入金の月末残高を計上する。
- 4 「借入金残高のピーク」欄には、令和n年度会計に属する一時借入金について、各月ごとに各会計の一時借入金の残高の合計が最高額となった日の残高を計上する。
- 5 「一時借入金利子」欄には、令和n年度会計に係る一時借入金の利子を計上する。
- 6 「予算で定めた一時借入金の借入の最高額」には、地方自治法第235条の3第2項に基づき、令和n年度予算に計上された額の合計を計上する。

41表：債務負担行為の状況

- 1 この表は、地方自治法第214条に規定する債務負担行為に基づいて、令和(n+1)年3月31日までに負

- 担した債務及び予算（歳出予算、継続費、繰越明許費及び債務負担行為）に基づかず契約等を行って負担した債務で、令和（ $n+1$ ）年度以降において普通会計の負担により支払うべき義務を負うものの状況を計上する。
- 2 「1 物件の購入等に係るもの㉠」については、土地、建造物及びその他の物件の購入に係るもの並びに製造・工事の請負に係るものについて、その合計額を計上する。
- 3 「2 債務保証又は損失補償に係るもの㉡」については、地方三公社及びその他の法人に係るもの並びに共同発行債（住民参加型市場公募債による共同発行を含む。）の発行に伴う連帯債務に係るものについて、その合計額を計上する。なお、履行すべき額が未確定なものは、「債務負担行為限度額㉢」には含めるが、「令和5年度以降の支出予定額㉣」及び「令和4年度支出額㉤」には含めない。また、共同発行債の発行に伴う連帯債務に係るものについて、「債務負担行為限度額㉢」には、共同発行団体による共同発行総額から当該団体の負担額及びこれに対する利子相当額を控除した額を計上する。
- 4 「3 その他㉥」については、1 及び 2 に計上した以外のものについて計上する。
- 5 「その他実質的な債務負担に係るもの」の「債務負担行為限度額㉢」欄には、本来予算に基づいて行われるべき契約等（支払いに伴うもの）を予算に基づかず行った場合につき、その額を計上する。
- 6 「債務負担行為限度額㉢」には、当該年度末までに決定された債務負担行為の限度額を計上する。この場合、令和（ $n+1$ ）年度以降の支出予定額はないが、令和 n 年度に支出額があったものに係る限度額を含めて計上する。
- 7 「㉥のうち令和5年度末までに相手方の行為の履行があったもの等」の欄の「1 物件の購入等に係るもの」にあつては、契約上、支払時期が令和（ $n+1$ ）年度以降とされているものであつても、令和（ $n+1$ ）年3月31日までに相手方の行為の履行があったもの（部分払いを行う契約がなされている場合には既納部分又は既済部分に係る履行の確認を終えたもの）について計上する。
- 8 「㉥のうち表番号03表（繰越額等）に計上した額」には、「㉥のうち令和5年度末までに相手方の行為の履行があったもの等㉦」に計上したもののうち「03表：繰越額等の状況」に事業繰越額又は支払繰延額として計上したものがあれば、そのものにつき「03表」の「翌年度に繰越すべき財源㉧－㉨」の欄の「事業繰越額」、「支払繰延額」欄に算入した額を計上する。
- 9 「㉦のうち公債費に準ずる債務負担行為に係るもの㉩」は、地方財政法第5条各号に規定する経費の支出に係る債務負担行為に基づく令和 n 年度支出額の一般財源等の額を計上するものであり、次の点に留意すること。
- (1) 物件の購入等で令和（ $n-1$ ）年度までに相手方の行為の履行があったものに対し複数年度にわたる債務負担行為を設定して支払いを行っているもの及び公共的団体等への元利償還金等の元利補給金等を計上すること。
 - (2) 用地及び教職員住宅等の年賦購入で所有権の移転の有無を問わず、実質的に相手方の行為の履行があったものについても上記に含めて計上すること。
 - (3) 「2. 債務保証又は損失補償に係るもの」（02行）については、「㉥のうち公債費に準ずる債務負担行為に係るもの」には計上を要しない。
 - (4) 土地開発公社からの用地の買い戻しに係る経費のうち、単年度で買い戻しを行うものは計上を要しない。
- 10 「㉥のうちPFI事業における債務負担行為に係るもの」には、PFI事業（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づいて行う事業）における債務負担行為に係る支出に充てられた一般財源等の額（施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。）を計上するものである。

- 1 1 「⑥のうち五省協定・負担金等における債務負担行為に係るもの」には、次に掲げる債務負担行為に係る支出に充てられた一般財源等の額（施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。）を計上するものである。なお、内訳として、平成14年度以降に債務負担行為を行い支出を行ったものについて計上すること。
- (1) 「宅地開発又は住宅建設に関連する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項（建設事務次官、大蔵事務次官、文部事務次官、厚生事務次官、自治事務次官）」等により、独立行政法人都市再生機構（旧住宅・都市整備公団、旧地域振興整備公団、旧日本住宅公団及び旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融支援機構の宅造融資を受けたものから利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為
 - (2) 国営土地改良事業並びに独立行政法人緑資源機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金
 - (3) 一部事務組合又は広域連合の事業に対する負担金
 - (4) 地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料
 - (5) その他これらに準ずると認められるもの

4 5 表：道路交通安全対策の状況

- 1 「交通安全のための施設設置費」の「1 道路管理者分」「一種」及び「二種」には、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する費用を計上する。
 - (1) 「一種」とは、横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）、歩道、自転車道、自転車歩行者道、登坂車線等、中央帯、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、路肩の改良又は視距の改良及び交差点改良等である。
 - (2) 「二種」とは、道路標識、区画線、さく、街灯、道路照明灯、道路情報提供装置、視線誘導標等である。
- 2 「交通安全のための施設設置費」の「2 公安委員会分」のうち「(1)信号機」から「(4)交通管制センター」までについては、上記法律第2条第3項第1号に規定する当該費用を計上する。
- 3 「踏切」には、踏切道の交差部分の拡幅・舗装、勾配・交差角の改良に要する費用を計上する。
- 4 「救急自動車」には、救急自動車の設置に要する費用を計上する。
- 5 「交通安全のための施設補修費」の「1 道路管理者分」「(1)道路反射鏡等」には、道路反射鏡及び区画線の補修に要する費用を計上する。
- 6 「交通安全運動」には、交通安全運動推進費、交通安全協会の負担金等を計上する。
- 7 「交通整理隊」には、学童擁護員の給与費、児童の交通安全のための交通整理等に要した経費を計上する。
- 8 「交通事故相談」には、交通事故相談所の運営費、交通事故被害者の救済相談等に要した経費を計上する。
- 9 「救急業務」には、救急自動車購入費を含めない。
- 1 0 「人件費⑦」には、交通安全対策を推進するために設置された交通安全対策課（室）等の職員、交通関係に専従する警察官、交通巡視員の人件費を計上する。

5 1 表：施設の管理費等の状況

- 1 この表は、当該団体の管理する施設（管理、運営を委託している施設を含む。）についてのみ計上する。したがって、一部事務組合により設置、運営されている施設は除く。
- 2 調査時点は、別に指定するものを除くほか、令和n年4月1日から令和(n+1)年3月31日までとする。
- 3 「年間所要経常経費」には、建設事業費、補助金等の臨時的経費、経常経費である地方債元利償還金を除いた管理運営に係る経常経費のみを計上する。なお、「④の財源内訳」には、年間所要経常経費に実際に充当された額を計上するものであり、使用料等で過充当分の額は除いて計上し、一般財源等欄での△計上はしないこ

とする。

また、いくつかの施設をまとめて管理している場合にあっては、各施設に区分し当該施設分について計上する（区分が明確でない場合は、実態に応じて按分する。）。

- 4 「全日制高等学校」の「年間所要経常経費」及び「職員数」欄には定時制高等学校に係るものを含めないものとする。
- 5 「公営住宅等」には公営住宅法第2条第2号に基づくもの（公営住宅）のほか、住宅地区改良法第2条第6項に基づくもの（改良住宅）及び都道府県が一般住民に賃貸するもの（単独住宅）を含むこととし、「人件費」及び「職員数」については、専らこれらの住宅の管理に従事するものについて計上すること。なお、住宅管理人に対する手当は人件費に計上する。
- 6 「救護施設」には生活保護法第38条第2項に基づくものを計上する。
- 7 「児童自立支援施設」、「障害児入所施設」には児童福祉法に基づくものを計上する。なお「障害児入所施設」においては、医療型及び福祉型の別は問わない。
- 8 「養護老人ホーム」には老人福祉法に基づくものを計上する。
- 9 「障害者支援施設」には障害者総合支援法に基づくもので、入所分のみ計上する。
- 10 6から9に係る施設の「年間所要経常経費」は、**07表～13表：歳出内訳及び財源内訳**の支出科目に準拠して計上するものとする。
- 11 「職業能力開発校等」には職業能力開発促進法第15条の6に基づく職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校について計上する。
- 12 「県民会館」には、県民会館等の名称により、住民の生活文化の向上を図ることを目的として設置された施設を計上する。
- 13 「図書館」には、図書館法第10条の規定により設置している図書館について計上すること。
- 14 「博物館」には、博物館法第2条の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設として指定された施設（総合博物館、科学博物館、歴史博物館、美術博物館及びその他（野外博物館、動物園、植物園、水族館））について計上する。
- 15 「図書館」、「博物館」に係る施設には、学校施設は含めない。
- 16 「公園」における「年間所要経常経費」には、土木費・都市計画費・公園費のほか、農林水産業費（農林公園等）、商工費（観光を主たる目的とする公園等）、教育費（都市公園のうち運動公園内にある体育施設（体育館、陸上競技場、野球場を除く。））等の費目に計上される公園に係る経常経費についても集計のうえ計上すること。
- 17 各調査項目の入力に当たっては、単位及び桁数の誤りがないように注意して入力すること。

80表：道路関係経費の状況

- 1 この表は、道路関係経費の歳出内訳及び財源内訳について調査するものである。
- 2 表側の目的別区分は、**07表～13表：歳出内訳及び財源内訳**の区分による。「道路橋りょう費」及び「街路費」を除く各目的別区分には、道路に係るものに要した経費を計上する。

なお、「道路に係るものに要した経費」には、農道又は林道に係る経費及び橋りょう、トンネル等道路と一体となってその効用を全うする施設、工作物、附属物等に係る経費を含むものである。
- 3 「経常的経費」には**15表：性質別経費の状況**における経常的経費の区分にかかわらず人件費、物件費、維持補修費、補助費等、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金を計上する。

4 目的別区分において、「3都市計画費(3)その他」には、都市計画費のうち、「(1)街路費」及び「(2)区画整理費等」以外の経費を計上する。主に想定しているのは、下水道関連事業費である。

また、「8その他」については、1～7に掲げる経費以外の経費を計上する。主に想定しているのは、水道関連事業費である。

94表：選挙の状況

- 1 本表は、「07～13表：歳出内訳及び財源内訳」のうち、「二総務費 5選挙費」の決算額を「国政選挙分」、「都道府県選挙分」及び「市区町村選挙分」別に調査するものである。
- 2 「1国政選挙分」には、衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査等（以下「国政選挙」という。）の管理執行に要した経費を記載すること。一の年度で複数の国政選挙が執行された場合には、合計額を記載すること。国政選挙における市区町村への支出金もここに含めること。
- 3 「2都道府県選挙分」には、都道府県の知事及び議会議員の選挙（以下「都道府県選挙」という。）の管理執行に要した経費を知事又は議会議員選挙の別に記載すること。一の年度で複数の都道府県選挙が執行された場合には、知事又は議会議員の選挙の別に合計した額を記載すること。ただし、知事と議会議員の選挙を同日に実施し、選挙経費を同一の節で管理しているため経費を明確に分別できない場合は、一括して知事選挙に計上すること（選挙経費を同一の節で管理している場合であっても、経費を明確に分別できる場合は、知事又は議会議員選挙の別に計上すること）。
- 4 「3市区町村選挙分」には、市区町村の長及び議会議員の選挙に対して、都道府県が支出する経費を都道府県選挙における記載方法に準じて記載する。ただし、長と議会議員の選挙を同日に実施し、選挙経費を同一の節で管理しているため経費を明確に分別できない場合は、一括して長選挙に計上すること（選挙経費を同一の節で管理している場合であっても、経費を明確に分別できる場合は、長又は議会議員選挙の別に計上すること）。
- 5 「計（1～4）」欄の額は、「07～13表：歳出内訳及び財源内訳」「二総務費 5選挙費」の各該当する性質別区分の額と一致するものである。

46表、48表、53表～59表、95表：復旧・復興事業

- 1 決算統計における「復旧・復興事業」は、以下の事業を対象とする。
 - (1) 東日本大震災に係る国の平成23年度補正予算及び予備費において計上された復旧・復興に関する事業
 - (2) 東日本大震災に係る国の平成24年度から令和n年度の東日本大震災復興特別会計予算において計上された復旧・復興に関する事業
 - (3) 東日本大震災に係る復旧・復興に関する単独事業
- 2 「復旧・復興事業」にはいずれも他団体への支援事業を含む。
- 3 取崩し型復興基金事業については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）に定める特定被災地方公共団体である県が平成23年10月17日以降に造成又は積み増した取崩し型復興基金（特別交付税措置分）を充てた事業を対象とする。

48表：繰越額等の状況（復旧・復興事業分）

この表は、「03表：繰越額等の状況」に計上された額のうち、「復旧・復興事業」に係る繰越額を内数として計上する。

46表：歳入の状況 歳入内訳（復旧・復興事業分）

この表は、04：歳入内訳に計上された額のうち、「復旧・復興事業」に係る歳入を内数として計上する。この表と59表の「歳入合計」（59行）は一致する。

53表～59表：復旧・復興事業経費の歳出内訳及び財源内訳

- この表は、07表～13表に計上された額のうち、「復旧・復興事業」の経費をそれぞれ内数として計上する。59表の「歳入合計」（59行）は、46表と一致する。
- それぞれの区分については、平成23年6月1日付事務連絡「東日本大震災に関する計上方法について」を参考にすること。

95表：基金の状況（復旧・復興事業分）

この表は、31表：基金の状況に計上された額のうち、「復旧・復興事業」に係る基金を内数として計上する。

- 「令和4年度末現在高」には、復旧・復興事業に係る積立金について、令和(n-1)年度末における現在高を計上する。（財政調整基金等に追加で積み立てを行っている場合については、復旧・復興事業相当分のみを計上する。）
- 令和n年度の「歳出決算額」は、59表の「十積立金」（50行）と一致する。

49表、47表、60表～66表、96表：全国防災事業

決算統計における「全国防災事業」は、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業として、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に係る以下の事業を対象とする。

- 公営住宅建設事業
- 全国防災事業

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業として、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）等により確保される財源により実施する次に掲げる事業を対象とする。

(1) 全国防災事業

国の平成25年度以降の東日本大震災復興特別会計に計上された東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災等のための事業

(2) 緊急防災・減災事業（補助事業・国直轄事業）

国の平成23年度一般会計補正予算により追加された全国防災対策費に係る事業及び平成24年度東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業

(3) 緊急防災・減災事業（単独事業）

各地方公共団体の平成24年度以前の予算に計上された住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに資する単独事業で次に掲げる事業を対象とする。

① 緊急防災・減災事業計画に基づき実施する事業のうち次に掲げるもの

ア 防災拠点施設

- イ 防災資機材等備蓄施設
 - ウ 非常用電源
 - エ 拠点避難地
 - オ 津波避難タワー
 - カ 避難路
 - キ 避難所において防災機能を強化するための施設
 - ク 防災行政無線のデジタル化
 - ケ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
 - コ 地域防災計画上の避難所とされている公共施設又は公用施設の耐震化
 - サ 不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化
 - シ 消防救急無線のデジタル化
 - ス 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設の耐震化
 - セ 津波浸水区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設又は公用施設の移転
- ② (2)の緊急防災・減災事業（補助事業・国直轄事業）に伴って実施する地方単独事業（継ぎ足し単独事業）
- ③ 東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 2 条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち、全国的にかつ緊急的に実施する防災・減災のための施策に要する非適債経費

4 9 表：繰越額等の状況（全国防災事業分）

この表は、0 3 表：繰越額等の状況に計上された額のうち、「全国防災事業」に係る繰越額を内数として計上する。

4 7 表：歳入の状況 歳入内訳（全国防災事業分）

この表は、0 4 表：歳入内訳に計上された額のうち、「全国防災事業」に係る歳入を内数として計上する。「一般財源等」については一括して計上することとする。この表の「歳入合計」と6 6 表の「歳入合計」（5 9 行）は一致する。

6 0 表～6 6 表：全国防災事業経費の歳出内訳及び財源内訳

この表は、0 7 表～1 3 表：歳出内訳及び財源内訳に計上された額のうち、「全国防災事業分」の経費をそれぞれ内数として計上する。6 6 表の「歳入合計」（5 9 行）は、4 7 表と一致する。

9 6 表：基金の状況（全国防災事業分）

この表は、3 1 表：基金の状況に計上された額のうち、「全国防災事業」に係る基金を内数として計上する。

- 1 「令和 4 年度末現在高」には、全国防災事業に係る積立金について、令和(n－1)年度末における現在高を計上する。（財政調整基金等に追加で積み立てを行っている場合については、全国防災事業相当分のみを計上する。）
- 2 令和 n 年度の「歳出決算額」は、6 6 表の「積立金」と一致する。

第三 公営事業会計入力要領

一 調査事項

調 査 表 ペ ー ジ	電 算 用 表 番 号	調 査 表 名
98	69	国民健康保険事業会計決算の状況
92	70	収益事業会計決算の状況 その1 収益事業会計決算の状況
93	71	〃 その2 宝くじ事業の状況
94	72	〃 その3 収益金の使途状況
95	73	交通災害共済事業会計決算の状況（直営分のみ）
96	74	公立大学附属病院事業会計決算の状況
97	75	公営事業会計に係る事業債現在高等及び普通建設事業費等の調

二 調査表入力上の一般的注意事項

「第二 普通会計入力要領」の「三 調査表入力上の一般的注意事項」を参照のこと。（P 1 2～参照）

三 各調査表入力上の留意事項

69表：国民健康保険事業会計決算の状況

この調査表は、国民健康保険法（以下「法」という。）第3条第1項の規定により、国民健康保険の保険者となっている都道府県の国民健康保険事業の決算状況を調査するものであり、法第10条の規定により設置した国民健康保険事業の特別会計の歳入、歳出の額等を計上するものである。

1 歳 入

(1) 「1 国民健康保険事業費納付金」には、法第75条の7第1項の規定による市町村から徴収した国民健康保険事業費納付金の額を計上する。

(2) 「2 財政安定化基金負担金」には、法第81条の2第5項の規定による市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の額を計上する。なお、本負担金は令和n年度以降に発生するものであること。

(3) 「3 国庫支出金」の記入に当たっては、次の点に注意すること。

ア 「(1)療養給付費等負担金」には、法第70条第1項及び第2項の規定に基づく療養給付費等に対する国の負担金を計上する。なお、現年度及び過年度分に分けて計上する。

イ 「(2)高額医療費負担金」には、法第70条第3項の規定に基づく高額医療費に対する国の負担金を計上する。

ウ 「(3)特別高額医療費共同事業負担金」には、法第81条の3第4項の規定に基づく特別高額医療費共同事業拠出金の納付に要する費用に対する国の負担金を計上する。

エ 「(4)特定健康診査等負担金」には、法第72条の5第1項の規定に基づく特定健康診査等に要する費用に対する国の負担金を計上する。なお、現年度及び過年度分に分けて計上する。

オ 「(5)財政安定化基金負担金」には、法第81条の2第8項の規定に基づく財政安定化基金に対する国の負担金を計上する。なお、本負担金は令和n年度以降に発生するものであること。

- カ 「(6)調整交付金」には、法第72条第1項及び第2項の規定に基づく調整交付金を計上する。「①普通調整交付金」には、都道府県間の財政力の不均衡を調整するために交付された分を、「②特別調整交付金」には、都道府県・市町村の特別な事情（災害等）を考慮して交付された分を計上する。
- キ 「(7)保険者努力支援交付金」には、法第72条第3項の規定に基づく交付金額を計上する。（※調査表上では「保険者努力支援制度交付金」となっているが読み替えることとされたい。）
- ク 「(8)財政安定化基金補助金」には、財政安定化基金の造成に必要な経費の一部を補助するために国から交付された国民健康保険財政安定化基金補助金の額を計上する。
- (4) 「4療養給付費等交付金」には、法附則第7条の規定に基づく交付金額を計上する。なお、現年度分及び過年度分に分けて計上する。
- (5) 「5前期高齢者交付金」には、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下、この調査表の説明において「高確法」という。）第32条の規定に基づく交付金額を計上する。
- (6) 「6特別高額医療費共同事業交付金」には、法第81条の3第1項により交付された著しく高額な医療に関する給付に要する費用に係る交付金の額を計上する。
- (7) 「7他会計繰入金」には、基金の取崩し以外の一般会計等からの繰入金を計上する。なお、内訳の区分は次によること。
- ア 「(1)特定健診等負担金分」には、法第72条の5第2項の規定に基づく特定健康診査等費用に対する都道府県の一般会計から繰り入れた額を計上する。
- イ 「(2)都道府県繰入金分」には、法第72条の2第1項の規定に基づく都道府県の一般会計から繰り入れた額を計上する。「①1号繰入金」には、普通交付金の交付に活用する分として繰入れた額を計上する。「②2号繰入金」には、地域の特殊な実情に応じたきめ細かい調整を行うこと等を目的に繰入れた額を計上する。
- ウ 「(3)高額医療費負担金分」には、法第72条の2第2項の規定に基づく高額医療費に対する都道府県の一般会計から繰り入れた額を計上する。
- エ 「(4)職員給与費等分」には、人件費等について国保特会で経理する場合において、当該経費相当分を計上すること。
- オ 「(5)財政安定化基金支出金分」には、財政安定化基金への積立てを目的として一般会計から繰り入れた額を計上すること。なお、本項目は市町村からの拠出金が発生する令和n年度以降に発生するものであること。
- カ 「(6)財源補填的なもの」には、上記ア～オ以外で、財源補填等目的の法定外繰入にかかる額を計上し、将来返還する資金繰り的なものも含まれる。
- キ 「(7)その他のもの」には、上記ア～カ以外のものを計上すること。
- (8) 「8基金繰入金」には、基金の取崩し額を計上する。
- ア 「(1)財政安定化基金繰入金」には、第81条の2第2項及び4項により財政安定化基金から繰り入れた額を計上する。なお、平成30年度から令和5年度までの時限措置として設置した特例基金から繰り入れた額もここに含める。
- イ 「(2)その他の基金繰入金」には、財政安定化基金以外の基金から繰り入れた額を計上する。
- (9) 「9繰越金」には、国民健康保険事業会計の決算上で剰余金が生じた場合、地方自治法第233条の2の規定による繰越金の額を計上する。
- (10) 「10その他の収入」には、下記について計上する。
- ア 「(1)財政安定化基金貸付金返還分」には、財政安定化基金から市町村へ貸付を行った場合における市町村

からの財政安定化基金貸付金の返還分について計上する。なお、令和n年度以降に発生するものである。

イ 「(2)保険給付費等交付金返還分」には、市町村に対して交付した保険給付費等交付金における市町村からの返還分について計上する。なお、令和(n-1)年度から発生するものである。

ウ 「(3)その他のもの」には、上記ア及びイ以外の収入について計上する。なお、利子や運用収益等の基金から生じる果実についても含まれる。

2 歳 出

(1) 「1総務費」の「(1)一般管理費」については、人件費や国民健康保険事務に係るシステムの管理運用に要する委託費など、国保事業の運営を統括する上において通例的に必要とする事務費を計上する。なお、運営協議会に係る経費については「(3)その他の総務費」に計上する。

(2) 「2保険給付費等交付金」には、法第75条の2第1項の規定に基づく市町村に対する国民健康保険給付費等交付金の額を計上する。

ア 「(1)普通交付金」には、保険給付に必要な費用として市町村に交付した額を計上する。

イ 「(2)特別交付金」には、当該都道府県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整として、個別の事情に着目し、交付した額を計上する。具体的には、「①保険者努力支援制度分」、「②特別調整交付金分」、「③都道府県繰入金(2号)分」、「④特定健康診査等負担金分」について計上する。

(3) 「3後期高齢者支援金等」には、高確法第118条の規定により納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金を計上する。

(4) 「4前期高齢者納付金等」には、高確法第36条の規定により納付する前期高齢者納付金及び前期高齢者関係事務費拠出金を計上する。

(5) 「5介護納付金」には、介護保険法第150条の規定により納付する額を計上する。

(6) 「6病床転換支援金等」には、高確法附則第7条の規定により納付する病床転換支援金及び病床転換助成関係事務費拠出金を計上する。

(7) 「7特別高額医療費共同事業拠出金」には、法第81条の3第3項の規定により納付する特別高額医療費共同事業拠出金(事業費拠出金・事務費拠出金)の額を計上する。

(8) 「8財政安定化基金支出金」には、法第81条の2第1項の規定に基づく貸付金及び交付金の額を計上する。

(9) 「9保健事業費」には、都道府県が実施する各種保健事業に要した経費を計上する。

(10) 「10繰出金」における「(1)財源補填的なもの」及び「(2)その他のもの」の区分は次によること。

ア 「(1)財源補填的なもの」には、資金繰りのために繰入れた他会計繰入金の返還のための繰出金や他会計等の財政援助を目的として繰出されたものを計上する。

イ 「(2)その他のもの」には、国民健康保険事業会計に属する事務を他の会計において執行していることに伴い、その費用の負担の目的で繰出されたもののような、「(1)財源補填的なもの」以外のものを計上する。

(11) 「11基金積立金 (1)財政安定化基金積立金」には、法第81条の2第3項又は第7項の規定等に基づき、財政安定化基金に積み立てた額を計上する。なお、特例基金へ積み立てた額についても計上する。

(12) 「14その他の支出」については、療養給付費等負担金、療養給付費等交付金及び特定健康診査等負担金における返還分等も含まれる。

3 収 支

(1) 「繰越又は支払繰延等」には、当該年度末までに支払いを決定したものの、当該年度において決算しなかったものを計上する。

(2) 「療養給付費等負担金及び事務費精算額」には、当該年度の事業実績に基づく厚生労働省に対する精算予定額

を計上する。なお、精算額が確定した際は速やかに確定値を報告すること。

- (3) 「療養給付費等交付金精算額」には、当該年の事業実績に基づく社会保険診療報酬支払基金への精算予定額を計上する。なお、精算額が確定した際は速やかに確定値を報告すること。

70表：収益事業会計決算の状況

- 1 この表は地方公営企業法の全部又は一部を適用しているものについても調査するものである。
- 2 「歳入」の「4 繰越金」の「(2) 繰越事業費等繰越財源充当額」には、地方自治法施行令第145条第1項（継続費の通次繰越）、同令第146条（繰越明許費）又は同令第150条第3項（事故繰越）に基づいて令和（n-1）年度から令和n年度に繰り越された事業費に充当すべき財源を計上し、「(1) 純繰越金」には、その他の繰越金を計上する。
- 3 「歳入」の「5 地方公共団体金融機構納付金還付金」には、地方公共団体金融機構から還付を受けた金額を計上する。
- 4 「歳入」の「7 その他」には、「1 入場料」、「2 車馬券等売上金」、「3 繰入金」、「4 繰越金」、「5 地方公共団体金融機構納付金還付金」及び「6 地方債」のいずれにも該当しないすべての収入を計上する。
- 5 「歳出」の「1 開催費」には、「(1) 払戻金」、「(2) 返還金」、「(3) 常勤職員人件費」、「(4) 会計年度任用職員（フルタイム）人件費」、「(5) 会計年度任用職員（パートタイム）報酬等」、「(6) 施設等使用料」及び「(7) その他の開催経費」の合計額を計上する。なお、この場合、「(3) 常勤職員人件費」には任期の定めのない常勤職員、任期付職員及び再任用職員に支払われる給料、手当等のすべての労務費を、「(4) 会計年度任用職員（フルタイム）」には会計年度任用職員（フルタイム）に支払われる給料、手当等すべての労務費を計上する。「(5) 会計年度任用職員（パートタイム）報酬等」には会計年度任用職員（パートタイム）に支払われる報酬、期末手当を計上する。「(6) 施設等使用料」には競技場借上料、用地使用料等の使用料を計上し、「(7) その他の開催経費」には(1)～(6)以外のすべての経費、すなわち旅費、会議費、警備費、競技実施法人・競走実施機関等への委託金等競技の開催に要した経費のうち(1)～(6)に計上した経費以外のすべての経費を計上する。
- 6 「歳出」の「2 交付金」には、法の規定により(財)JKA等に交付する交付金を交付根拠法令に基づく交付区分ごとに計上する。
- 7 「歳出」の「3 地方公共団体金融機構納付金」には、地方財政法附則第32条の2の規定に基づき地方公共団体金融機構に納付した納付金の額を計上する。
- 8 「歳出」の「7 前年度繰上充用金」には、地方自治法施行令第166条の2の規定により前年度の歳入不足額に充当するために支出された金額を計上する。
- 9 「歳出」の「8 その他」には、「1 開催費」、「2 交付金」、「3 地方公共団体金融機構納付金」、「4 地方債償還金」、「5 繰出金」、「6 設備改善費」及び「7 前年度繰上充用金」のいずれにも該当しないすべての支出を計上する。
- 10 「翌年度に繰り越すべき財源」には、継続費通次繰越額、明許繰越額、事故繰越額、事業繰越額及び支払繰延額から未収入特定財源を控除した額を計上する。
- 11 「未収金」、「未払金」には、当該収益事業会計が地方公営企業法の財務規定等を適用することとなった場合で、発生主義のために令和n年度予算執行が行われるが、令和n年度末貸借対照表上で未収金、未払金となるものをそれぞれ計上する。
- 12 人件費の状況
 - (1) 「1 職員給」には、任期の定めのない常勤職員、任期付職員、再任用職員及び会計年度任用職員（フルタ

イム)の給料等を計上する。内訳の「(1)基本給」には給料、扶養手当及び地域手当を計上し、「(2)その他の手当」には地方自治法第204条第2項に規定する各種手当のうち、扶養手当、地域手当及び退職手当を除いたものを計上する。

(2) 「2会計年度任用職員(パートタイム)報酬等」には、会計年度任用職員(パートタイム)に係る報酬、期末手当を計上する。

(3) 「3地方公務員共済組合等負担金」には、地方公務員等共済組合法による都職員共済組合(東京都の特別区のみ)、指定都市職員共済組合、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合(連合会を含む。)に対する短期給付、長期給付、福祉事業及び組合の事務に要する費用の負担金並びに団体が負担すべき新制度切替えのための追加費用について計上する。また、健康保険法による健康保険組合が組織されている団体にあつては、事業者負担金を計上する。

(4) 「4退職金」には、退職手当及び退職手当組合負担金を計上する。

(5) 「5その他」には、恩給及び退職年金、災害補償、職員互助会補助金、会計年度任用職員(パートタイム)に係る社会保険料等を計上する。

1.3 「職員数」の「常勤職員」には、当該団体が直接その給与を負担する任期の定めのない常勤職員、任期付職員、再任用職員について令和(n+1)年4月1日現在の実人員を計上する。

1.4 「職員数」の「会計年度任用職員(フルタイム)」、「会計年度任用職員(パートタイム)」には、当該団体が直接その給与または報酬を負担する会計年度任用職員(フルタイム)、会計年度任用職員(パートタイム)について、それぞれ令和(n+1)年4月1日現在の実人員を入力する。

1.5 「開催回数」には、令和n年度において開催した回数を計上する。

1.6 「宝くじ事業会計」については、収益金及び運用利益金を「歳入」の「7その他」に計上する。

7.1表：宝くじ事業の状況

- 1 この表は宝くじの議決額や発売額等に調査するものである。
- 2 「発売額④」には、持寄額ではなく歳入予算(当初予算)額ベースの発売額を記載すること。

7.2表：収益金の使途状況

- 1 この表は、競馬事業、自転車競走事業、小型自動車競走事業、モーターボート競走事業及び宝くじ事業のそれぞれの事業別に区分して計上すること。なお、収益事業を行っている一部事務組合においては作成する必要がない。
- 2 「収益金繰入額④」には、当該団体が各事業から収入した収益事業収入について計上する。
- 3 「公営事業会計へ繰出し」には、収益金を財源にして普通会計から公営事業会計へ繰り出した額(法適用事業会計への負担金、補助金、出資金及び貸付金を含む。)を計上する。

7.3表：交通災害共済事業会計決算の状況

- 1 この表は、都道府県が、直接、交通災害共済事業を実施した会計の状況を調査するものである。
なお、特別会計を設けず一般会計内で処理している場合においても、その部分を分別し、交通災害共済事業会計として取り扱うものである。
- 2 歳 入
 - (1) 「1共済掛金収入」には、交通災害共済の掛金として個人から納付されたものに限り計上する。したが

って、生活保護法適用者又は小・中学校の児童・生徒等の掛金を、条例等により減免し、これに相当する額を普通会計から繰り入れた場合は、「5繰入金」の「(1)普通会計からのもの」に計上する。

(2) 「3預金利子等」には、準備金積立金、基金運用及び歳計現金から生ずる預金利子等を計上する。

(3) 「5繰入金」の「(2)その他からのもの」には準備金積立金及び基金の取崩し額を計上する。

3 歳 出

(1) 「1総務及び業務費」には、交通災害共済の事務の実施に必要な経費を「(1)人件費」、「(2)物件費」及び「(3)その他」に分けて計上する。

(2) 「2共済見舞金」には、死亡等の事故により給付した見舞金を計上する。なお、生活保護法適用者等について普通会計のみで給付を行っている場合は計上しない。

(3) 「3繰出金」の「(2)その他へのもの」には、準備金積立金及び基金への積立て額を計上する。

4 「収支」の「未経過共済掛金」には、加入者に係る共済責任期間が年度をまたがって継続する場合、その決算時点以降の未経過に係る期間に相当する額を月割によって計上する。

5 「見舞金基準及び給付の状況」には、傷害の程度の等級により給付する見舞金の基準額及び給付の状況を計上する。

6 「人件費の状況」については、70表：収益事業会計決算の状況の「12人件費の状況」を参照すること。

7 「参考」の「事業実施年月日」には、次の記載例により年月日を入力する。

令和5年4月1日の場合 0 5 0 4 0 1

また、「契約期間」の欄には、いずれかに該当する欄に「1」と入力する。

74表：公立大学附属病院事業会計決算の状況

この表は、公立大学附属病院事業に係る収支を調査するものである。

75表：公営事業会計に係る事業債現在高等及び普通建設事業等の調

この表は、公営事業会計における事業債現在高等、普通建設事業費及び維持補修費について、その決算額と財源内訳を計上すること。